

平成 10 年度行政システム改革の主な取組成果
(平成 10 年度～平成 15 年度)

平成 16 年 3 月

三 重 県

目次

1．事務事業の見直し関係	
（1）事務事業の見直し	3
（2）民間の自立自助	5
（3）民営化・外部委託化	6
（4）市町村への権限移譲	6
（5）事務処理方法の見直し	7
（6）事務事業評価システムの定着	10
（7）マトリックス予算（部別・課題別予算）の編成	11
（8）公共事業評価システムの構築	11
（9）道路整備10箇年戦略の策定	11
（10）ファシリティマネジメントの推進	12
2．組織の見直し	
（1）組織機構の改革	13
（2）組織の運営方法の見直し	15
3．外郭団体の整理縮小	
（1）外郭団体の見直し	19
（2）県出資法人等に対する指導	20
4．定員及び給与	
（1）定員管理の適正化	20
（2）能力・成績を反映した人事・給与システムの導入	22
5．人材の育成・確保	
（1）職員の育成	23
（2）オフサイトミーティングの実施	25
（3）多様な人材の確保	25
6．行政サービスの向上	
（1）県民へのサービスの内容等の公表	27
（2）行政情報化の推進	28
（3）ISO9000シリーズ認証取得	31
（4）ベンチマーキングの実施	32
（5）行政経営品質向上活動の取組	33

7 . 公正の確保と透明性の向上	
(1) 情報公開の推進	3 4
(2) 広報・広聴機能の充実・強化	3 6
(3) 監査、検査システム等の見直し	3 9
8 . 経費の節減合理化等財政の健全化	
(1) 中長期的な財政見通しの公表	4 3
(2) 補助金及び委託費の交付等における競争原理の導入	4 3
(3) 予算節約の奨励	4 4
(4) 発生主義会計の導入	4 4
9 . 「ハコ物」建設の抑制	4 5
1 0 . 公共工事のコスト縮減	4 6
1 1 . 地方分権の推進	
(1) 地方分権推進委員会勧告の尊重	4 7
(2) 自主的な財政運営の確保	4 8
(3) 広域行政の推進	4 8

これまでの行政改革の取組の主な成果

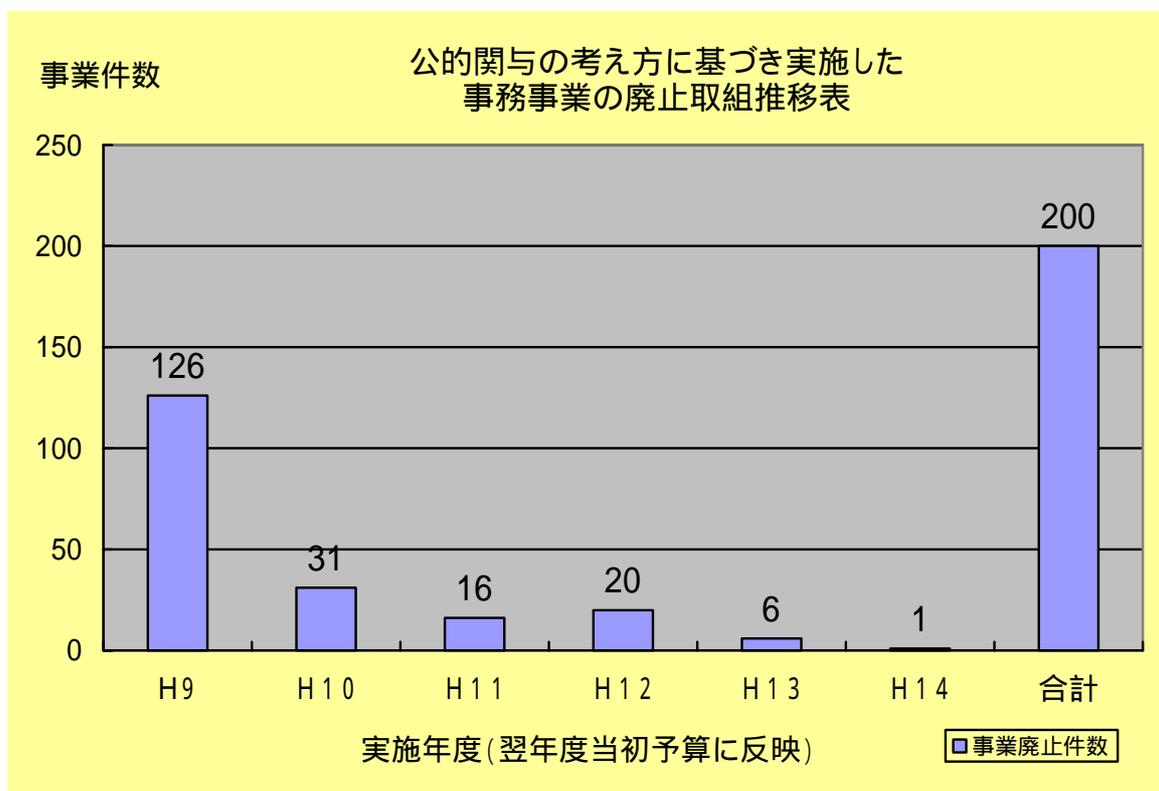
三重県では、平成8年10月に策定した「三重県さわやか運動推進大綱」での取組により「生活者起点の県政」の実現を目指して職員の意識改革に取り組んできました。その改革の流れを受け、平成10年3月に「行政システム改革」を策定し、生活者の立場に立った行政を展開していくため、従来の行政の考え方や枠組みを見直し、組織、機構、定員などの改革にとどまらず、職員一人ひとりの意識の持ち方、対応の仕方および組織運営の方法など機能面の改革を含むシステム全体の構造的な改革に取り組んできました。その取組の主な成果を下記のとおり取りまとめました。

1. 事務事業の見直し関係

官民の役割分担を明確にして、民間でできるものは民間に委ねるなど行政のスリム化に努めるとともに、ボランティアや市民活動団体との協働を図りながら、簡素で効率的な行政の実現と公共サービスの質の向上に努めてきました。

(1) 事務事業の見直し

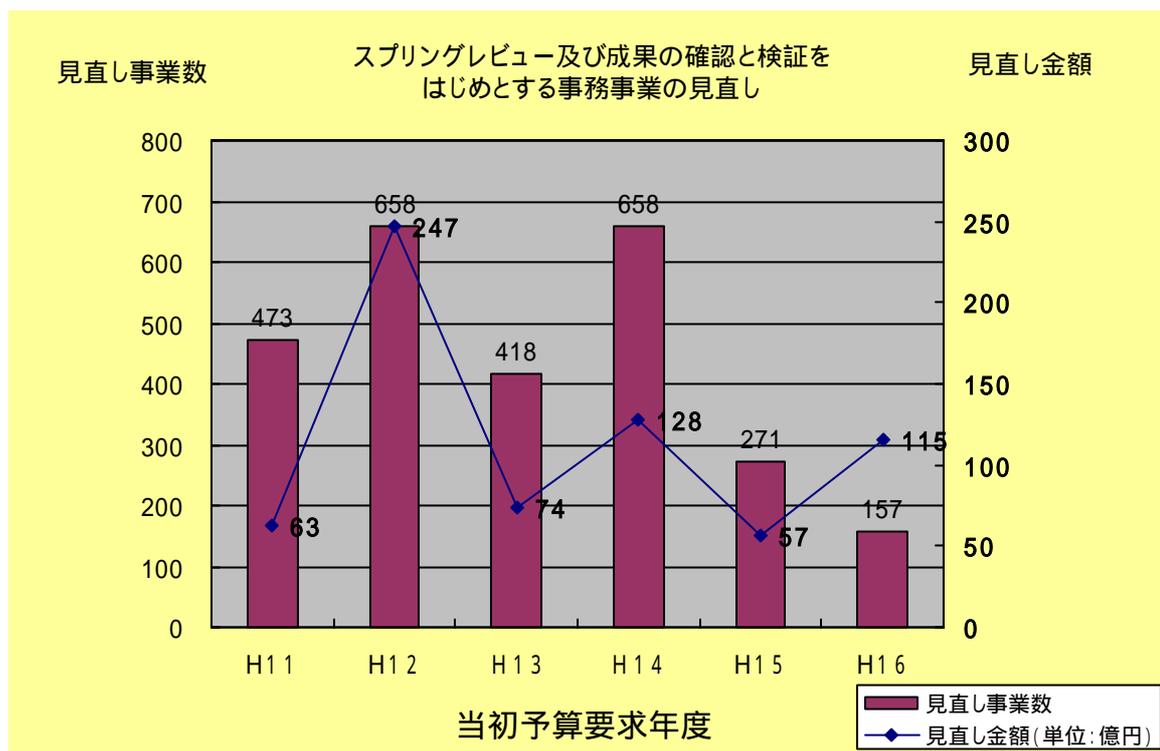
「公的関与の考え方」に基づいて事務事業の見直しを行い、廃止予定事業202事業のうち、200事業を廃止、2事業を整理 【別紙1(1)～(3)を参照】



公的関与の必要性の観点から検討が必要とされた73件の事務事業について、事業内容の見直しを実施【別紙1(4)を参照】

スプリング・レビュー(春の業務見直し)により、予算と仕事のやり方の両面から施策の見直しを行い、メリハリの効いた予算編成を実施

「前年度事業の成果の確認と検証」を行い、成果志向・結果重視の予算編成を実施(14年度当初予算～)



合計 事業数 2,635事業 見直し額 約684億円

【主な取組成果】

事業を精査することにより、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、行政のスリム化が図られました。

県が関与すべき事業の考え方を明確にできたことにより、新規事業の設定に関して、公的関与の必要性の視点から検討を行うようになりました。

スプリング・レビューについては、年度当初からの十分な政策議論が可能となり、秋季からの本格的な予算編成議論の内容を充実させることができるようになりました。

前年度事業の成果の確認と検証に基づいて事務事業の見直しを進めることで、より効果的な行政サービスを提供することが可能となりました。

(2) 民間の自立自助

規制緩和の推進

経済的規制の7件については全廃を、社会的規制については政策目的に沿った必要最低限のものとし、25件の社会的規制を年次計画に基づき緩和・撤廃

平成10年度：	社会的規制	17件
平成12年度：経済的規制2件	社会的規制	4件
平成13年度：経済的規制5件	社会的規制	3件
平成14年度：	社会的規制	1件

住民の自立

三重県市民活動センターの開設（H10.12～H13.3）

利用者 月平均1,500人

みえNPO研究会で検討を続けてきた「三重県特定非営利活動促進法施行条例」の制定（H10.10.16） 施行（H10.12.1～）

平成16年1月26日現在のNPO法人申請数は226件

人口当たりの申請率で全国5位

みえパートナーシップ宣言の発表（H10.11）

みえ県民交流センター条例の制定（H13.3.27） 施行（H13.4.1～）

みえ市民活動ボランティアセンター（アスト津3階）として拡充移転（H13.4）

三重県市民活動センターと県社協ボランティアセンターの同居を実現

利用者 月平均7,132人、延べ年間85,600人、3,444団体（H15.12末時点）

【主な取組成果】

規制緩和により、利用者の事務手続き等が簡素化されることとなりました。【別紙2を参照】

「みえNPO研究会」をきっかけとして、「コミュニティシンクタンク評価みえ」などの評価を専門とするNPOが誕生したり、NPOの活動を支援するNPOが生まれたり、県のNPO施策にとっての貴重な人脈を築くとともに、市民社会の実現に向けての基盤となる仕組みを根付かせることができました。

三重県特定非営利活動促進法施行条例を案の段階から県民に公開して検討した結果、NPO法人制度の周知及び理解がよくなされ、法人化への意欲の高まりが見受けられます。

「みえ市民活動ボランティアセンター」の設置により、これをモデルにして県内各地に公設・民設のセンターが生まれています。

「みえ市民活動ボランティアセンター」の情報提供機能を充実させることで、県民や行政からの問い合わせも多く、ボランティア・市民活動への関心の高まりがみられました。また、ボランティア・市民活動団体情報の受発信の場としても活用されています。

(3) 民営化・外部委託化

民営化の推進

県印刷事業を廃止（H9.3）

外部委託化の推進

ガイドラインに従った公共サービスの外部委託化を推進

- ・ 「定型的業務」、「施設管理・運營業務」、「試験研究・検査業務」、「その他の業務」は年次計画に基づき着実に実施
- ・ 「現業業務」は、出来るものから順次、外部委託化を実施中

PFI手法の導入

各部局においてPFIの導入について積極的に検討することとし、一定金額（30億円）以上の事業については、総合企画局との協議を全庁的にルール化（H12.7～）

PFI導入の検討件数 13年度1件、14年度1件、15年度1件

PFI導入マニュアルを作成（13年度）

バリュー・フォー・マネー（VFM）簡易試算マニュアルを作成（14年度）

注）バリュー・フォー・マネー（Value・For・Money）：一定の支払いに対し最も価値の高いサービスを提供するという考え方で、PFIの原則のひとつ

【主な取組成果】

県印刷事業を廃止し、行政のスリム化を図りました。

「外部委託化に係るガイドライン」に基づき、外部委託化を着実に推進してきたことにより、総額約4億円余の経費削減効果がありました。【別紙3及び別紙4を参照】

新たな発注手法の共通認識が醸成され、今後の活用が期待されています。

平成13年度に実施した「鈴鹿スポーツガーデンへのPFI的手法導入調査」により委託業務を見直した結果、平成14年度には委託料を18%（約3,400千円）削減することができました。

(4) 市町村への権限移譲

事務移譲の実施

年次計画により事務移譲を実施

平成10年度 6件

平成11年度 2件

平成12年度 2件

県・市町村権限移譲推進検討会の検討に基づき移譲されたもの

・・・平成11～12年度 5件

他に、県からの提示により移譲されたもの等

・・・平成12～15年度 19件

県・市町村権限移譲推進検討会による継続検討

- ・津市、四日市市及び鈴鹿市と県の関係職員による研究会（H10.8 設置）において、一定の人口規模を有する市への権限移譲について研究
- ・町村会の総務、民生、産業土木の3部会により、分野ごとの権限移譲について研究

円滑な権限移譲の推進

「三重県の分権型社会を推進する懇話会」を開催し、県から市町村への権限移譲のあり方を検討（H13.9～H14.11）

懇話会が「三重県の分権型社会の推進に関する提言」を提起（H14.11）

「三重県の分権型社会の推進に関する提言」説明会の開催

「三重県地方分権推進方針」を策定（H15.3）

「県と市町村の新しい関係づくり協議会」の設置（H16.2）

【主な取組成果】

「県・市町村権限移譲推進検討会」における検討により、具体的な権限移譲項目を整理することができ、また、市町村の要望、意向に基づき権限移譲を行うことで、市町村が住民に身近な行政サービスを迅速かつ主体的に提供することに資することができました。

懇話会へ学識経験者や県民の方に参画いただいたことで、市町村合併進展後を睨んだ幅広い視野から、今後の県における分権改革の方向性を提案していただくことができ、住民自治及び団体自治の両面にわたって有意義な分権方針を策定することができました。また、提言の内容を地方分権セミナー等の機会を通じて周知することで、各地域における市町村合併の議論に資することができました。

（５）事務処理方法の見直し

行政運営における公平の確保と透明性の向上

「申請に対する処分」についての審査基準、標準処理期間や「不利益処分」についての処分基準等の情報を三重県ホームページから提供

- ・行政手続法の対象処分関係（H14.7）
- ・行政手続条例の対象処分関係（H15.3）

事業遂行制度の充実

業務取り決め書による事業遂行制度の実施

- ・「生活排水対策事業の実施に関する業務取り決め書」を環境安全部、農林水産部、土木部間で締結（H9.5）

【生活排水処理率】

平成 9 年度 目標 33.7～35.3% 実績 36.1%

平成 10 年度 目標 39.5～41.0% 実績 40.5%

- ・「時間外業務の縮減」を知事部局、教育委員会の本庁間で締結（H10.12）

【一人あたり平均時間数】

平成 10 年度 目標 3 1 1 時間以内 実績 3 0 3 時間

申請手続きの改善等

申請手続き等を簡素化し、事務改善を順次実施

- ・押印廃止（368項目）
- ・添付書類・記載事項の簡素化、提出部数の削減（160項目）
- 市町村からの事務・制度改善要望項目の見直し
- ・10年度に要望項目を整理

要望数 161項目（県関係77項目 国関係84項目）

改善状況（H15.3.31現在）（県関係40項目 国関係18項目）

辞令の廃止

定期人事異動、研修時等の辞令書交付を廃止（H10.4）

「役所ことば」の見直し

条例、規則における上意下達的な語句で不適切なものや古めかしく分かりにくい表現の見直し

平成 10 年度 39 条例、130 規則を改正

平成 11 年度 1 条例、5 規則を改正

県が関与する文書様式における「です」「ます」体への見直し

平成 11 年 7 月 三重県公文例規程を改正

平成 11 年 12 月 86 規則を改正

【主な取組成果】

押印廃止や申請手続きの簡素化、行政情報のホームページからの提供など、県民サービスの向上が図られました。

条例や規則における表現を県民にわかりやすくするなど、県民の立場に立って見直すことにより、県民に親しみをもてるものにすることができました。

辞令書の作成廃止や人事異動時の事務の簡素化など、これまでの事務事業のあり方を見直すことにより、効率的な行政の推進を図ることが出来ました。

各部にまたがる類似の業務については、業務取り決め書の締結など、目標数値を明確にしながら業務を進めることにより、成果志向を意識した事業の展開を図ることができました。

各部局・県民局「率先実行」取組の作成・実行・評価

各部局が自らの取組む1年間のビジョン・政策課題・行革課題を年度当初に十分な議論のもと作成し、そして自ら率先実行して取り組み、その取組成果の評価を行っていくことにより、成果志向への行政の転換を実施

【平成11～12年度の取組】

- ・部局、県民局のビジョン、政策課題、行革課題等への取組目標を策定、実施、公表

【平成13年度の取組】

- ・部局長、県民局長のミッション、政策課題、行政経営品質向上に係る取組目標を策定、実施、公表

【平成14～15年度の取組】

- ・部局長、県民局長のミッション（存在目的、役割）・マネジメント方針（組織運営方針）の明確化、その方針を受けて総括マネージャー、チームマネージャーがそれぞれ施策実現に向けた取組、業務プロセス改善など4つの視点による多面的目標を設定、その進捗管理を行うことで、県のビジョン（県の目指す未来像）を職員一人ひとりにまで展開する実践重視の仕組みへの転換を図るなど、これまでの取組を充実強化

1 所属 1 政策 1 事務改善の実施

所属毎に、政策課題、事務改善課題への取組を実施

- ・情報の共有化を図るため、各所属の取組をデータベース化（H12.8）

【主な取組成果】

自分たちの役割を明確にし、それを達成するためには何をすべきかについて、施策の実現に向けて業務プロセスの改善 人材育成と学習環境の整備 顧客の理解と対応という4つの多面的な視点から、組織内での対話により目標設定し、それを具体的な実践につなげています。自分たちの役割を的確に果たすことができるようになりました。

自分たちの役割の確認、目標設定、進捗管理など組織内での対話が活発に行われ、組織の価値観や組織の方針（目指すべき方向性）を共有化することができるようになり、これらの取組が職員満足度の向上につながっています。

各部局長・県民局長「率先実行」取組の作成・実行・評価を通じて、成果志向への行政運営の転換が進み、さらに「生活者起点」の行政の推進が図られました。

(6) 事務事業評価システムの定着

事務事業評価システムのフレーム作成(7年度)

本庁へ導入(8年度)

地域機関へ導入(試行)(9年度)

基本事務事業目的評価表、新規事務事業目的評価表を加え、評価内容を充実(10年度)

評価機能の充実を図るため運用スケジュール・様式等の見直しを実施(11年度)

事務事業目的評価表のインターネット上での公表(11年度～)

継続事務事業目的評価表における成果の確認作業の実施(H12.6～)

施策レベルへの評価等を導入した「みえ政策評価システム」として進化させ、「政策推進システム」の中核的な仕組みに位置付け(H14.3～H16.3)

「三重のくにづくり白書」の公表(H14.7～)

「三重のくにづくりトーク」の実施(H14.8～9)

県政運営戦略の策定(H14.10～)

トータルマネジメントシステムの検討の中で見直しを行い「みえ行政経営体系」の評価の仕組みの主要システムとして位置づけ(H16.3)

【主な取組成果】

政策評価の導入は、職員の意識改革を進める上で一定の効果があり、事務事業を見直すうえでも貢献できました。

数値目標が、行政の取組や成果を表すものから県民にとっての成果を表すものへと改められました。

「三重のくにづくり宣言」の「施策」レベルでの評価が行われ、「三重のくにづくり白書」として公表されることで、県政の進捗状況の概要を把握しやすくなりました。

数値目標を見直し、「三重のくにづくり白書」を刊行することで、議会を始め県民の皆さんとのコミュニケーションを深めることができました。

「三重のくにづくり宣言」に替わるものとして新たに策定した「県民しあわせプラン」においても、数値目標の考え方や、みえ政策評価システムを用いた進行管理等を引継いでおり、重点プログラムも含めた県政の成果を「年次県政報告書」として刊行していきます。

(7) マトリックス予算(部別・課題別予算)の編成

新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」の政策体系に沿ったマトリックス予算を毎年度編成

- ・政策・施策からの予算編成を重視し、施策別の財源配分を実施(H14~)

【主な取組成果】

部局別の予算といった縦割りの弊害を無くすための初期段階である「政策21項目」は、現在の「政策・施策体系に基づいた予算編成」への導入部分としての役割を果たしました。

縦割り行政の弊害を廃し、総合的・横断的な行政を進めるため、カテゴリー別の整理を行い、情報提供するとともに、毎年度一定の視点で政策毎の予算化度合い・シェア等を比較できるようにしました。

(8) 公共事業評価システムの構築

公共事業の事業実施前にその必要性和効果について客観的な評価を行い、事業実施の是非や優先度の判断を行う公共事業評価システムを構築(H13.4 試行、H14.4 本稼動)

【主な取組成果】

県土整備部、農林水産商工部、環境部が所管するすべての公共事業を対象として、統一的な評価手法を導入することにより、部局を超えた異なる事業間の評価が可能となりました。

費用便益分析を主とした客観的な評価手法で評価することにより、効率的で効果の高い事業を優先的に実施できるようになりました。

事業の評価、優先度を明確にして公表することにより、事業実施決定過程の透明化が図られ、県民に対し有益な公共事業を実施しているという説明責任を果たすことができるようになりました。

(9) 道路整備10箇年戦略の策定

県が管理する国道・県道について計画的な執行と透明性を確保するため、道路整備の必要性を種々の観点から評価し、道路の新設や拡幅を目的とした事業の10年間の実施計画を策定(H10.8公表)

【重点的、効率的な道路整備を推進】

- ・県管理道路755箇所を対象に284箇所の重点整備箇所を選定
(14年度末での整備完了箇所数 83箇所)

・県管理道路の改良率 策定時点 64% 69% (H15.4.1 現在)
新たな地域ニーズや社会経済情勢に対応できるよう道路整備10年戦略を見直した「新道路整備戦略」を策定 (H15.10 公表)

【主な取組成果】

県民や地域の視点による統一した評価手法で整備箇所を評価し、事業の選択において公平性を確保することができました。

整備箇所及び整備スケジュールを公表することで、透明性を確保することができ、県下の道路ネットワーク形成において県民との情報共有を図ることができています。

重点的かつ集中的な投資を行い、効率的な事業運営を図ることで、県民生活を支える道路ネットワークの形成に寄与しています。

(10) ファシリティマネジメントの推進

県有施設を全体として、より経済的なコストで、かつ、良好な状態を保ちながら、効率的に提供するために、総合的に企画、管理、活用する経営管理手法であるファシリティマネジメント（執務空間を最適な状態にするための取り組み）を推進

- ・「県有建築物の望ましい姿」を作成し、公表 (H12.3)
- ・「三重県庁の執務空間のあるべき姿」を作成 (H13.1)
- ・本庁舎のスタッキング（階層別最適配置計画）及びフロアゾーニング（フロア内最適配置計画）を策定 (H14.3)
- ・伊勢庁舎のスタッキング（階層別最適配置計画）等を策定 (H14.7)
- ・ワンフロア化などフロア改善を順次、実施
 - H12.4 生活部
 - H13.3 部局を越えた4課（4階東側）
 - H13.4 教育委員会事務局（本庁7階）
 - H14.3 健康福祉部（4階西側）
 - H14.7 本庁舎2、3階、5階から8階

【主な取組成果】

部屋が明るくなり、打ち合わせ場所も多数確保できる等執務環境が改善されました。

組織改変時等における施設の運営維持経費が節減できるとともに来庁する県民及び県職員の満足度の向上を図ることができました。

フラット化された機の配置等により、職員の意識改革も図れました。

2. 組織の見直し

事務事業評価制度の円滑な運用などを踏まえ、縦割り行政からの脱却を目指した部局横断的な体制の構築や権限移譲を重視した弾力的な組織運営の確保、意思決定の迅速化を目指した組織のフラット化など、総合計画を効果的・効率的に推進していく目的達成型組織体制の構築に努めてきました。

(1) 組織機構の改革

本庁組織の再編

2局6部の部局横断的な体制への本庁機能の再編整備 (H10.4)

総合計画の政策、事業体系を踏まえた組織編成と新たな組織運営体制の整備 (H14.4)

- ・柔軟で弾力的な組織編成
- ・次長や課長補佐など中間階層の廃止
- ・新たな課題に即応し集中的に取り組むプロジェクトグループの設置
(14年度 5PGを設置、15年度 2PGを設置)

全庁的な法務担当セクションの創設

- ・政策評価推進課法務グループの創設 (H10.4)
- ・弁護士への法律相談窓口の設置 (H10.5)
- ・政策法務研究会の設置 (H10.10)
- ・政策評価推進課に「政策法務室」を設置 (H13.4)

全庁的な危機管理機能を強化するための組織体制の整備

- ・三重県危機対策連絡会議の設置 (H11.1)
- ・リスクマネジメント会議の設置 (H14.4)
- ・リスクマネジメント特命担当監の設置 (H14.4)

県庁の組織・しごとをわかりやすく情報提供

- ・組織機構改革の概要について冊子を作成、配布 (H10.7)
- ・「県庁のしごとガイドブック」を作成、配布 (10年度)
- ・組織改正案内冊子「三重県の組織はこう変わります」を作成、配布 (H14.3)
- ・「三重県の組織機構」(案内用冊子)を作成、配布 (H15.3)

本庁及び地域機関の整理・再編を実施し、簡素で効率的な組織を実現

【主な具体的取組】

(統合)

8試験研究機関の連携による研究体制の整備、産学官の共同研究を推進する「科学技術振興センター」の創設 (H10.4)

衛生研究所と環境科学センターを統合し、保健環境研究所を設置 (H11.4)

樹心寮と精神薄弱者更生相談所を統合し、知的障害者福祉センターはばたきを設置 (H11.4)

(廃止)

- 水産技術センター内水面分場(H11.4)
- 四日市高等技術学校(H11.4)
- 看護短期大学(H12.4)
- 昭和学寮(H12.4)
- 津保健所久居支所、伊勢保健所志摩支所(H13.3)
- 総合保健センター(H14.4)

県民局の充実強化・組織の総合化

県民局機構の再編整備 (H10.4)

- ・ 企画調整部の創設
- ・ 本庁組織に対応した各所の再編と部制の導入

【主な取組成果】

「三重のくにづくり宣言」第二次実施計画を的確に遂行し、県政運営を生活者起点の仕組みとするために導入した「政策推進システム」を、適切に運営していく組織運営体制を確立することができました。

各研究機関を科学技術振興センターの内部組織(部制導入)として位置付け、1研究所体制としたことで、研究ニーズに即応した人的資源の重点投入が図りやすくなっており、プロジェクト研究等に職員の専門知識・能力を柔軟に活用することが可能となりました。

【これまでの主な研究と成果】

(共同研究事業の取組)

- ・ 農林水産物食品安全性確保対策
- ・ 環境ホルモンに関する研究
- ・ 伊勢湾の生態系の回復に関する研究 など

(プロジェクト研究の取組)

- ・ リグニン誘導体の新素材による環境調和型材料の開発
- ・ 薬事関係公設試験研究機能整備事業
- ・ 資源循環リサイクルに関する研究 (7 研究事業) など

(成果)

- ・ 知的所有権の確保(10～15年度) 特許出願90件 品種登録出願9件

危機管理機能強化としては、危機発生が想定される場合、まずリスクマネジメント会議により初動体制を取ることができ、緊急時の迅速・的確な対応が可能となりました。(総合企画局)

【主な取組具体例】

- ・ イラク戦争問題、SARS問題などに対し全庁的な早期対応を実施。

地域の特定期題については、県民局長のリーダーシップのもと、県民局各部が連携して解決に取り組むことができるようになりました。

(2) 組織の運営方法の見直し

グループ制の導入

組織階層のフラット化による意思決定の迅速化と柔軟な組織運営を実現

- ・従来の「係制」を廃止し、グループ制を導入（H10.4）
- ・グループ制を踏まえた職場研修マニュアルを作成（H10.7）
- ・グループ制運営の説明会を実施（H11.4：本庁4回・地域機関11回）
- ・グループリーダーを対象とした研修の実施（11～12年度）
- ・グループ構成人数の要件廃止等制度面の改善実施（H12.4）

現行の総務部の権限縮小

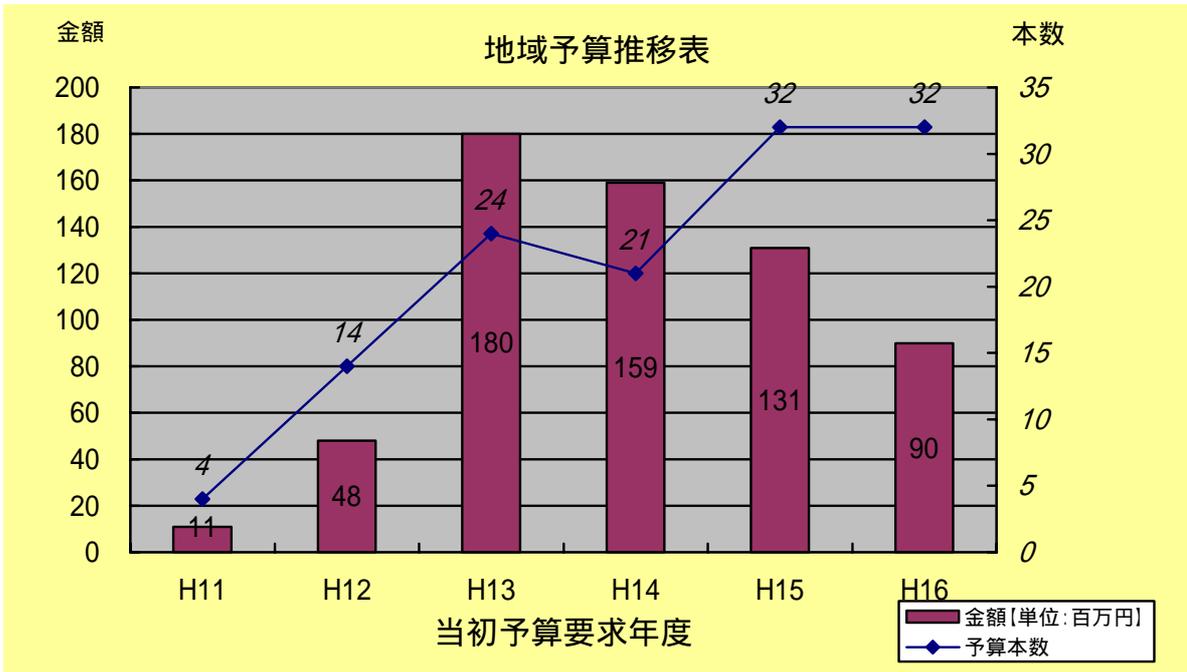
組織・定数、人事及び予算に関する現行の総務部の権限を縮小し、各部局の裁量を拡大（サポート型総務局の実現）

- ・組織・定数、人事及び予算に関する権限を縮小（H10.4）
 - ・県出資法人等に対する指導業務を各部局に移管（H10.4）
 - ・各部局へ、予算・組織・人事を包括的に配分（14年度）
 - 定数 14年度は90%配分、15年度は95%配分、16年度は経常見直し分2.4%と第二次実施計画見直し分を除く定数（97～93%）を包括配分。
 - 人事 部局内職員の弾力的な配置を部局長等の権限と責任で実施。
 - 予算 施策別の包括的財源配分として14年度は80%台半ばの配分、15年度は70%台半ばの配分、16年度は95%の包括配分を実施。（但し、義務的経費や大規模プロジェクト事業などを除く）
- 県政戦略会議による予算配分の決定。（13年度～14年度予算編成から反映）

県民局長の総合調整権の強化

組織・定数、人事及び予算に関する一定の権限等を県民局長に付与し、総合調整権を強化

- ・県民局長に組織・定数、人事及び予算に関する一定の権限を付与するとともに、許認可事務や補助金交付決定などの権限を移譲（H10.4）
- ・従来の地域機関の長への予算令達を県民局長への一括令達に改正（H10.4）
- ・地域の総合行政の視点に立って推進するための予算を「地域予算」とし、県民局長が必要と判断したものについて、知事に予算要求（11年度予算～）
- ・県民局長の県政戦略会議等への参画、県民局地域戦略会議の設置（H14.4）



SOHO(Small Office Home Office)の推進

電子メールやファクシミリを利用した在宅勤務を展開

- ・企業立地課東京都駐在を配置（H9.4）し、実施状況を検証
- ・在宅勤務を中心とした身体障害者（非常勤）を1名採用（H15.4）

庶務経理事務の集中化

本庁・県民局各部の庶務・経理事務の集中化・簡素化の実施

- ・本庁各部の庶務事務の集中処理による効率化（H10.4）
- ・県民局各部の庶務・経理事務の集中処理による効率化（H10.4）
- ・庶務OAシステムの導入による庶務事務の簡素化（H10.5）
- ・本庁生活部及び環境部の経理事務の集中処理による効率化（H12.4）
- ・課制廃止にあわせて庶務経理事務の一元化（H14.4）

【主な取組成果】

グループ制の導入により、意思決定の迅速化が顕著に現れ、定着していくにつれ柔軟な組織運営が実現しています。

行政運営のための経営資源(予算・定数)を各部局へ包括的に配分することにより、各部局は主体的に目的達成型の行政運営が可能となり、庁内分権が進みました。

概ね、県民局で事務を完結できるようになり、地域それぞれのニーズに対して、各種サービスを迅速に提供できるようになりました。

生活創造圏づくりなどの地域政策が、限定的ではあるが県民局の責任と権限で推進できるようになり、圏域内の各種団体等との協働が進んでいます。

首都圏における迅速かつ濃密な企業誘致活動については、SOHO の推進により、効率的・効果的な業務遂行ができるようになりました。

各部局に共通する庶務・経理等間接部門の効率化を実施し、平成14年度の庶務経理事務一元化により担当職員 22 名の削減を実現しました。

公共事業にかかる技術管理等業務の一元化

公共事業を統括する部署を設置し、各部共通の技術管理、積算・進行管理等を一体的に推進

- ・ 公共事業推進課の設置 (H10.4)
- ・ 全庁的な組織として三重県公共工事積算委員会を設置 (H10.6)
- ・ 県土整備部、農林水産商工部、環境部の設計単価の統一化 (H10.10)
- ・ 公共工事共通仕様書の統一化 (H11.7)
- ・ 「農林水産工事進行管理システム」及び「土木工事進行管理システム」の統合システム (公共工事進行管理システム) の稼働 (H13.3)
- ・ 県土整備部、農林水産商工部、環境部の業務委託共通仕様書の統一化 (H13.7)
- ・ 知事部局および企業庁の公共工事に共通して対応可能な「新公共工事設計積算システム」の稼働 (H13.8)
- ・ 三重県版 C A L S / E C 基本構想の策定 (H13.12)
- ・ 三重県 C A L S / E C アクションプログラムの策定 (H14.3)
- ・ 三重県 C A L S 実証フィールド実験の開始 (H14.4)
- ・ 三重県 C A L S / E C 研修センターの設置 (H14.8)
- ・ 三重県 C A L S (電子納品) の一部運用 (H15.4)
- ・ 汎用 C A D ソフトの導入 (H16.1)

【主な取組成果】

公共事業の技術管理部門を統合することにより、業務の効率を大幅に向上させることができました。

縦割り行政の分野を越えた総合行政の立場で広範に検討することが可能となり、統一化された共通仕様書などは、県民の皆様にもわかりやすい行政運営(仕組み)としていくことができました。

審議会等の見直し

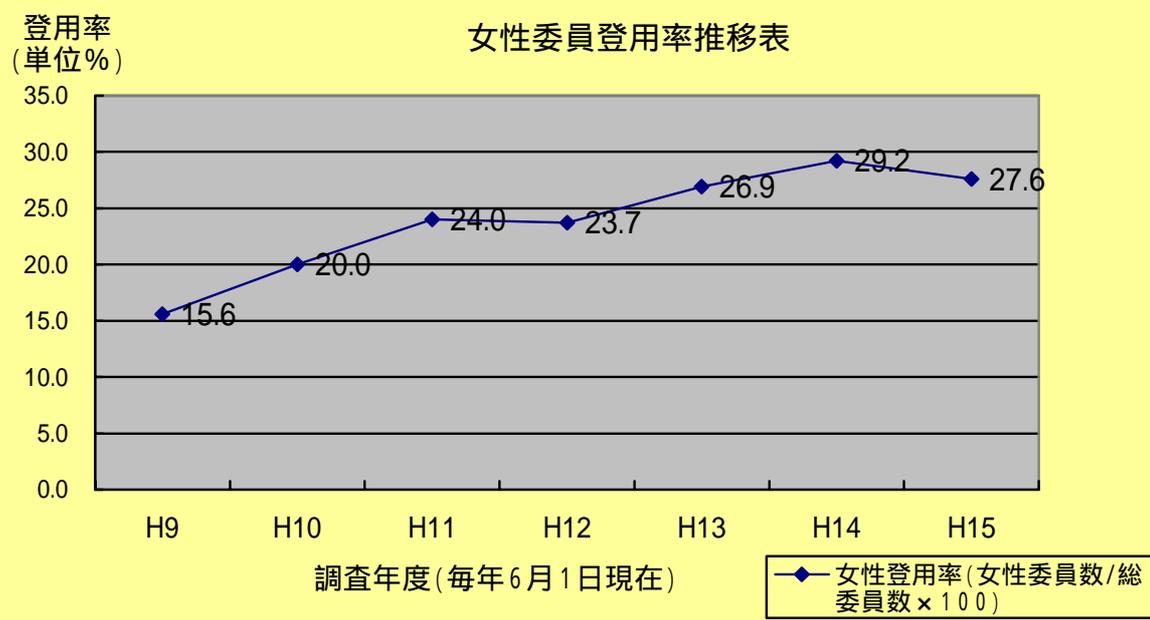
審議会等の活性化を図るとともに、設置目的が類似、または存続の必要性が低下している審議会等について整理・統合、廃止等の見直しを実施

- ・三重県生乳取引調停審議会等 9 審議会の統廃合等見直しを実施（9 年度）
- ・審議会等の活性化を図るため委員選任等の「審議会等の設置・運営等に関する判断基準」を作成（11 年度）
- ・判断基準に基づき、見直しを実施（11 年度～）

（H11.3.31 現在 207 機関 H16.3.31 見込み 98 機関）

女性委員の積極的な登用を促進

- ・「三重県審議会等女性委員登用促進基本要綱」を制定(H9.4)



【主な取組成果】

社会情勢などの変化により、活動状況が不活発となっていた審議会や設置根拠が明確でなかった審議会等を見直し判断基準に沿って、廃止、整理・統合等の見直しを実施し、適正な設置を実現することができました。

委員の選任等についても基準に沿って見直しを実施し、審議会等の円滑な運営を実現しています。

三重県審議会等女性委員登用促進要綱に基づき、改選時に事前協議を実施するなどの取組を行ったことにより、審議会等の政策・方針を決定する場面への女性の参画が進みました。

3. 外郭団体の整理縮小

外郭団体については、団体自身のあり方の見直しを行い、団体の統廃合、事業の整理縮小、県関与の見直しなどに努めるとともに、透明性の高い経営等を促すため、積極的な情報公開の推進についても指導を行ってきました。このことにより、外郭団体が簡素で効率的な経営を行い、質の高い行政サービスの提供ができるよう体質強化にも努めてきました。

(1) 外郭団体の見直し

外郭団体の存在意義、運営状況等を見直すことによって、必要性の低い団体の廃止や、類似目的の団体の統合により、外郭団体を整理再編

整理縮小又は再編	6 団体
統合	1 1 団体 (H16.4.1 統合予定を含む)

【別紙 5 (1) ~ (4) を参照】

外郭団体における個別団体毎の改革方針と団体全体にわたるシステムの改革方針を具体的に公表することによって、改革を円滑に推進

- ・外郭団体改革 2001 基本方針を策定 (H13.3)
- ・外郭団体改革 2001 団体別改革行動計画を策定 (H14.3)
- ・三重県外郭団体改革方針を策定 (H15.1)

「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」(県出資法人条例)に基づいた、団体の経営評価を実施 (H15.9)

外郭団体全体の管理部門をスリム化するための、新たな共同処理システムの構築について調査を実施 (15 年度)

この結果、費用対効果の面からシステム開発は困難でしたが、今後、業務プロセスの見直しなど管理部門のスリム化に向けた取組を推進

【主な取組成果】

外郭団体の存在意義・運営状況を見直すことにより、外郭団体の整理縮小、統合等を実現することができました。

外郭団体の削減: 17 団体 (平成 16 年 4 月 1 日時点の予定団体数 40 団体)

外郭団体の自立的経営を支援するため、団体の経営状況、業務内容を見直すことにより、県からの財政的関与、人的関与を軽減することができました。

外郭団体への県職員派遣人数: 50 名の削減

(2) 県出資法人等に対する指導

「外郭団体改革方針」、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づいた、健全性、透明性の高い経営等に向けた的確な指導を実施

- ・ 県出資法人連絡調整会議の設置 (H10.4)
- ・ 県出資比率50%以上団体において、県と同程度の情報公開を実施 (H11.4)
- ・ 「外郭団体における資金運用に係る留意事項について」の策定 (H13.11)
- ・ 外郭団体改革推進本部の設置 (H14.7)
- ・ 外郭団体改革方針の中で「外郭団体の資金運用にあたっての基本指針」の策定 (H15.1)
- ・ 県出資比率25%以上団体において、県と同程度の情報公開を実施 (H15.2)

【主な取組成果】

団体へ資金運用の基本指針を示し、それに基づいた指導を行うことにより、債券の債務不履行等のリスクの未然防止に努めました。

県出資比率25%以上の法人全てにおいて、県と同様の情報公開を実施することにより、団体の透明性が高まりました。

4. 定員及び給与

限られた人材を効果的に配分するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図るため、定員や給与の適正化に努めてきました。また、職員の能力及び適性を客観的、合理的かつ適正に評価する新しい勤務評価制度の導入等についても検討を進めてきました。

(1) 定員管理の適正化

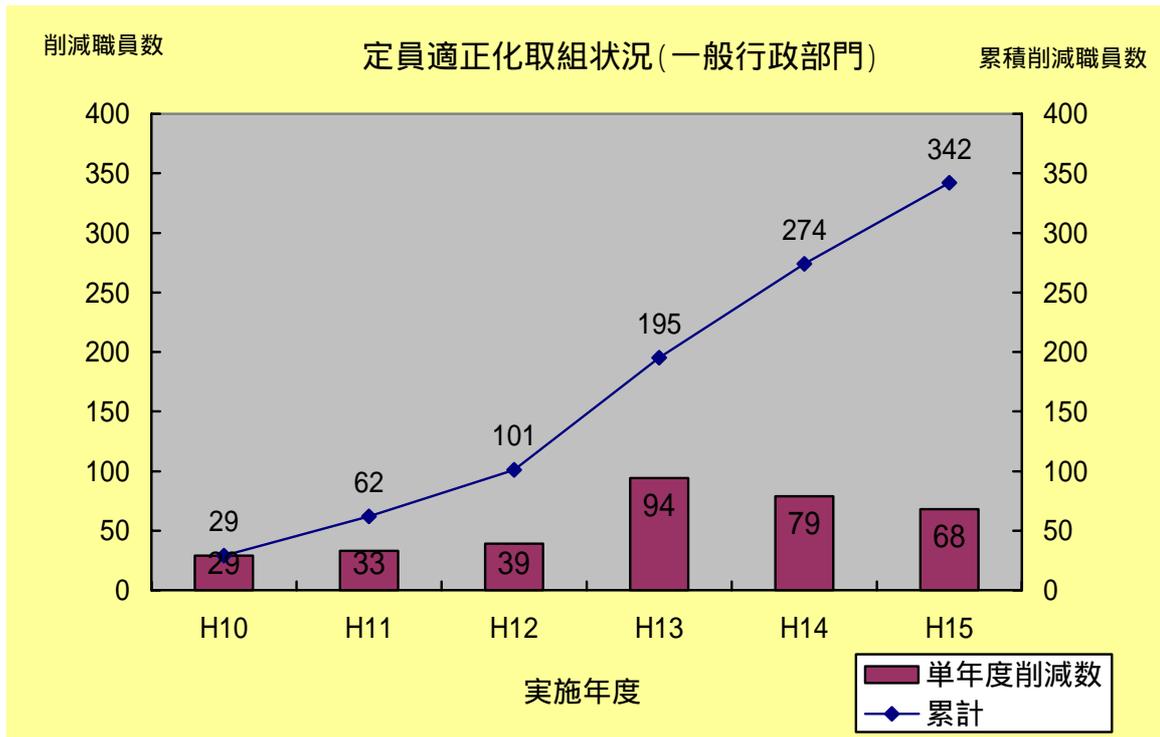
【一般行政部門】 教育委員会、看護大学、病院、企業庁、警察以外の部門のことをいいます。

【参考】 基準となる職員数 (H9.4.1 現在) 約 5,200 人

事務量に見合った定員配置を実現しながら定員適正化計画の着実な推進を実施してきました。特に14年度以降は、各部局に定数を包括的配分することで各部局の主体的な定数配置を実現しています。

- ・ 業務量等に応じた定員適正化計画の策定 (9年度)
(内容) 期間 10年度～15年度 削減目標 4%程度 約210人
- ・ 定員適正化計画の改訂 (第一次) (11年度)
(内容) 計画期間中の削減目標を6%程度 約300人(90人増)に見直し
4%程度(約210人) 6%程度(約300人)

- ・ 定員適正化計画の改訂（第二次）（14年度）
 （内容）計画期間の1年延長、削減目標を8%程度 約400人（100人増）
 に見直し
 10～15年度 10～16年度
 6%程度（約300人） 8%程度（約400人）



非常勤職員等の業務量の把握と配置の見直し（11年度）

実施年度	12年度	13年度	14年度	15年度	累計
職員等削減数	41人減	45人減	6人減	1人減	93人減

【企業庁】

- ・ 定員適正化計画の策定（11年度）
 （内容）期間 12年度～16年度 削減目標 5%程度 約20人

実施年度	12年度	13年度	14年度	15年度	累計
職員削減数	4人減	7人減	8人減	40人減	59人減
達成率	20%	55%	95%	295%	

【教育委員会事務局】

- ・ 定員適正化計画の策定（12年度）
 （内容）期間 13年度～17年度 削減目標 5%程度 約20人

・定員適正化計画の見直し（14年度）

（内容）計画期間を1年前倒し 13～17年度 13～16年度

実施年度	13年度	14年度	15年度	累計
職員削減数	5人減	5人減	5人減	15人減
達成率	25%	50%	75%	

【主な取組成果】

これまでに一般行政部門で342名、企業庁で59名、教育委員会で15名の定員をそれぞれ削減してきており、業務量に見合った定員配置を実現しながら定員適正化計画の着実な推進を図っています。

【参考試算】

削減職員分(416名)の人件費について、事務事業目的評価表で必要概算コストの計算に用いる人件費平均時間単価(4,200円:平成10～14年度までの平均時間単価を100円未満で切り捨てた単価)をもとに試算してみると約36億余りの節減額となります。また、非常勤職員等の削減人員分(93名)の人件費について、非常勤嘱託員の平均報酬日額(9,100円)をもとに試算すると約1億余りの節減額となります。

(2) 能力・成績を反映した人事・給与システムの導入

職員の能力評価、意欲評価、業績評価を行う新しい勤務評価制度の導入とそれに基づいた職員の能力開発、人材育成、人事異動等の実施、勤勉手当の支給等への反映について検討

- ・管理職員に新しい勤務評価制度を導入（12年度）し、業績の評価を勤勉手当に反映（13年度）
- ・管理職員を対象に自主降任制度を導入（13年度）
- ・採用から退職までの新たな人事システムの骨子を作成・公表（H14.1）
- ・複線型人事として専門監、スペシャリストコースを設置（H15.4）

【主な取組成果】

定期勤務評価制度を導入することにより、マネージャー等管理職員については、評価者・被評価者相互の対話に基づく目標管理の考え方が徹底してきています。

自主申告制度、管理職員に対する自主降任制度、専門監への任用、スペシャリストコースの創設などの制度を充実することにより、職員のキャリアデザインに配慮した人事異動を行っています。

5 . 人材の育成・確保

職員の自主性を尊重した選択性の研修科目を拡大するなど、職員の政策形成能力の向上を図るための多様な研修を実施することで、地方分権時代に相応しい職員の育成に努めてきました。また、より高度、多様化する行政需要にも対応していくため、民間企業等職務経験者の採用など、多様な人材の確保にも努めてきました。

(1) 職員の育成

三重県人材育成ビジョンに基づき、政策形成能力開発を重視した職員の育成

【平成 10 年度の取組】

- ・幅広い識見や発想をもち政策形成能力に長けた職員を育成するため、選択式研修（マイセルフ研修）を充実
- ・自己啓発を支援するため、通信教育講座や大学開放講座への助成制度の新設・拡充

【平成 11 年度の取組】

- ・地域的な課題への対応や研修生の利便性等から県民局単位で行う研修を充実
- ・グループ制における組織管理能力を高めるため「マネジメント研修」を実施

【平成 12 年度の取組】

- ・より効果的な研修が実施できるよう研修の評価を実施
- ・職員自身が自己の将来像を実現するため、能力開発目標を設定して、自発的に能力向上に取り組むシステム（人材育成プログラム）を開発

【平成 13 年度の取組】

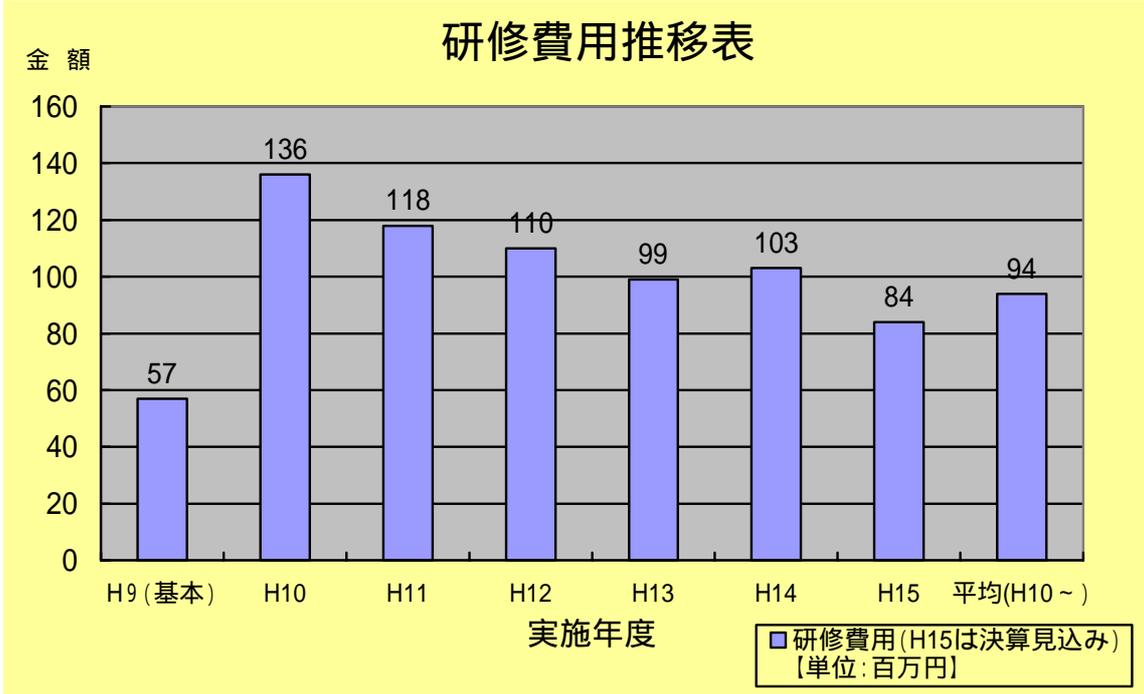
- ・マイセルフ研修を見直し、新たにプレゼンテーション幹部用研修、経済研修、コミュニケーション研修を実施

【平成 14 年度の取組】

- ・経営型行政運営に関する理解を増進し、行政経営力を強化するため、「マネジメント研修」を新設

【平成 15 年度の取組】

- ・職員の研修機会の確保と研修効率向上のため、e - ラーニングシステムを導入



《企業庁関係》

- ・「企業庁人材育成方針」の策定により、業務に必要な資格の取得などの機会を充実（13年度～）

《教育委員会事務局関係》

- ・教師生き生き体験研修事業（10年度、11年度）（2年間で、6,276人）
- ・県立学校等管理職研修の実施（11年度～）
- ・学校マネジメント研修の実施（12年度～）
- ・教員がいつでもどこでもなんでも研修を受けることができるよう、ブロードバンドネットワークを活用した新しい研修「ネットDE研修」の実施（15年度）

【主な取組成果】

自ら進んで受講する研修に重点をおいて実施しているため、研修生の参加意識が高く、研修実施後のアンケート調査でも理解度、業務活用度が高く評価されています。

強制的研修においても、研修予算を増額し、質の高い研修内容や講師の招聘など、その効果も上がってきています。

派遣研修については、派遣目的を明確にするとともに公募制を中心に実施し、研修終了後の配属先についても、研修の成果が直接活かせる部署への配置が考慮されるなど、その効果を上げています。

(教育委員会関係)

様々な教育課題解決のために不可欠な学校マネジメント能力の育成と管理職の強いリーダーシップ発揮に有効な研修が実施されています。

(2) オフサイトミーティングの実施

各職場で積極的にオフサイトミーティング(気楽にまじめな話をする場)を実施するための環境を整備

- ・トレンドセミナーの実施(12年度)
- ・世話人養成講座の実施(13年度～) 講座修了者 67名
- ・世話人交流会の実施(13年度～)
- ・プロセスデザイナー(創作普及員)交流会の実施(13年度)
- ・民間企業と世話人との交流オフサイトミーティングを実施(14年度～)
- ・世話人派遣制度の創設と運用(14年度～)
- ・マネージャー層がオフサイトミーティングを正しく活用するための「オフサイトミーティング活用講座」を実施(14年度～)
- ・職場で活動している世話人の支援を図るため、「動き・課題共有、相談オフサイトミーティング」や「交流オフサイトミーティング」を実施して課題解決のための支援を実施(15年度～)

【主な取組成果】

職員同士が階層を越えて、自由・活発に議論できる風土ができつつあります。

職員がオフサイトミーティングを自主運営していくなかで、通常意識されにくいスキル、自らの意思を持った主体性、事実に対する共感力、事実から問題を発見する力、風土(やり方)を変えていく目的指向性、目的に向う仮説提案力、仲間を広げていく協働力、動きを創り出す実践力などの能力を取得した職員が育成されつつあります。

(3) 多様な人材の確保

民間企業等の経験者の別枠採用試験の実施

- ・民間企業等職務経験者採用試験の実施(10年度～)
- ・行政職に加え、技術系の職種を新たに募集(12年度～)
- ・民間経験者試験について、専門性をより重視するためA試験から分離し、新たな区分の試験へ変更(14年度～)

〔民間企業等経験者採用人数推移表〕

採用年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度 (見込)	累計
採用人員 数	3人	3人	10人	8人	12人	11名	47人

〔教育委員会〕

- ・教員採用選考試験に集団面接の実施、個人面接への民間人の導入（10年度～）
- ・組織経営の実績や手腕を有する人材を全国公募し、県立高等学校長2名を採用するとともに、津市教育委員会の内申により、津市立の小学校においても校長を1名任用（15年度～）

中級試験行政職の上級試験行政職への統合

- ・A試験行政職として統合実施（10年度～）
- ・A試験行政職の中に多様な人材を確保するため、民間企業職員による面接など、これまでとは採用方法が異なる「行政」の分野を導入（14年度）

職種区分の見直し

職員の流動化を図るため、採用試験の職種区分を廃止、見直しするとともに、異職種間の人事交流を拡大・促進

- ・「農業土木」と「土木」を統合し、「総合土木」として採用試験を実施（10年度）
- ・現業職の29職種を3職種（知事部局）に統合（10年度）
- ・福祉系職種の統合、採用見込みのない職種の整理（10年度）
- ・職種間交流（農業土木と土木の交流配置等）の拡大（10年度）
- ・競争試験の技術職種を総合技術職として大括りにし、その中に「環境職」「情報職」を新設し、採用試験を実施（11年度）
- ・福祉系職種の統合（福祉技術専門員の設置）（11年度）
- ・採用試験における国籍要件の原則廃止（11年度）
- ・選考試験職種を見直し、競争試験へ移行（獣医師、福祉技術専門員、保健婦（士）、機械技師）（12年度）
- ・技術職を中心に「分野」ごとの大括りを実施（14年度）

【主な取組成果】

社会人経験のある即戦力に近い職員を採用することで、業務が円滑に遂行できるとともに、他職員の意識改革にもつながっています。

多様な人材を採用することなどにより、職場の活性化に効果が出てきています。

(教育委員会)

二次試験の面接試験に際して、民間企業の人事担当者を面接委員として招聘することで、より多面的な視点からの人物評価が得られ、人物重視の選考の一助となっています。

人材を民間から登用することで、民間企業で培った新しい経営感覚が学校組織に取り入れられることから、学校の活性化や教職員の資質向上にも繋がっています。

6 . 行政サービスの向上

サービスの受け手に立った公共サービスのあり方を示した「県民の皆さんへ」の公表やインターネットを活用した積極的な行政情報の提供、ISO9000シリーズの認証取得や行政経営品質向上活動の導入など、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、電子県庁化により行政サービスの向上に努めてきました。

(1) 県民へのサービスの内容等の公表

公共サービスのあり方を示した「県民の皆さんへ」を公表(H10.4)
公表した「県民の皆さんへ」に基づき、個別の行政サービスについての指針を、
順次、策定・公表

指針策定の対象としたサ - ビス業務

相談・窓口業務

交付・発給業務、資金貸付、情報提供、手当給付、検診、

公有財産の維持管理等業務

公共施設の管理・運営業務 等

【既に個別指針を公表している行政サ - ビス機関 合計 34 機関】

【平成10年度 公表機関 13 機関】

旅券コーナー、県民生活センター、図書館、美術館、斎宮歴史博物館、総合教育センター、人権センター、中央児童相談所、北勢児童相談所、女性相談所、こころの健康センター、あすなる学園、草の実りハピリテ - ションセンター

【平成11年度 公表機関 7 機関】

女性センター、情報公開・個人情報総合窓口、身体障害者総合福祉センター、県営サンアリーナ、県営鈴鹿スポーツガーデン、ゆめドームうえの、みえこども城

【平成12年度 公表機関 8機関】

生涯学習センター、総合文化センター「施設利用サービス室」、知的障害者福祉センターはばたき、県税事務所（自動車税事務所）、総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院（「患者様の権利と責任」として公表）

【平成13年度 公表機関 5機関】

監査委員事務局、県立博物館、熊野少年自然の家、県立鈴鹿青少年センター、県営総合競技場

【平成15年度 公表機関 1機関】

科学技術振興センター（総合研究企画部・保健環境研究部・工業研究部・農業研究部・畜産研究部・林業研究部・水産研究部）

【主な取組成果】

県民の皆様サービス内容等を公表することにより、各実施機関自らが行政サービスのあり方について、再検証を行いつつ、具体的な改善活動を実践していきかけとなりました。

【主な改善例】

- ・旅券センター 旅券交付を日曜日でも実施することとしたサービスの充実・提供
- ・県民生活センター 相談専用電話の設置

顧客の要望を収集・分析し、自ら、改善を実施していく仕組みづくりが出来つつあります。

（２）行政情報化の推進

行政の情報化を推進し、21世紀初頭において高度に情報化された行政 - 「電子県庁」を実現

- ・電子県庁を実現するための県のネットワークインフラ整備を実施
 - 10年度 : 県庁と各総合庁舎を専用回線で結ぶ県の行政WANを整備
 - 11～12年度 : 全ての県機関を行政WANに接続
 - 13年度 : 県の行政WANをCATV網の光ケーブルを利用して高速大容量の回線に再整備
- ・全職員へのパソコン配備（職員1人1台）の推進
 - 11年度 :（本 庁）1人1台パソコン体制完了
 - 12年度 :（地域機関）1人1台パソコン体制完了
- ・国・県・市町村を結ぶ総合行政ネットワーク（LG-WAN）の整備
 - 13年度 : 全都道府県を接続
 - 14年度 : 国の省庁と都道府県を接続

15年度：県内全市町村を接続予定
これにより、電子自治体の情報通信基盤の基盤が完了し、これらの基盤を活用して、県民に対する行政情報サービスの向上を図るとともに、自治体間において迅速な文書交換や行政情報の共有化を促進

《教育委員会事務局関係》

学校情報「くものす」ネットワーク事業の推進県立学校において校内 LAN を整備し、全ての教員が授業でパソコンを活用するなど電子学校化（教育の情報化）を推進

12年度：全ての県立学校において校内 LAN の整備及び県立学校教育イントラネット「学校情報くものすネットワーク」整備完了

14年度：全ての県立学校教職員に1人1台パソコン整備完了（8月）、情報共有のためグループウェア運用開始（1月）

15年度：県立学校教職員給与明細電子配信開始

電子県庁化による意思決定の迅速化、的確な情報管理の確立

- ・特定業務を支援する情報システムについて、大型汎用機からクライアント・サーバシステムへの転換（新財務会計システム、税務総合システム、統計情報システム等）
- ・電子メール（庁内メールとインターネットメール）の導入（8～9年）
- ・遠隔の会議室をつなぐテレビ会議システムの導入（11年度）
- ・グループウェア（スケジュール管理、電子キャビネット等）の導入（12年度）
- ・時間外・休暇システム、旅費システム、会議室・公用車予約システム等の整備・導入（13年度）
- ・三重県GIS（地理情報システム）の整備・導入・公開（13～14年度）
- ・簡易携帯型のM-GISの開発（14年度）、提供（15年度）
- ・文書の收受から起案、決裁、保存、情報公開を経て廃棄に至るまでのライフサイクル全般を電子化する総合文書管理システムを整備・導入（14～15年度）
- ・これまでの情報セキュリティ対策を見直し、三重県電子情報安全対策基準を策定（H15.6）

申請・届出等手続きのオンライン化の推進

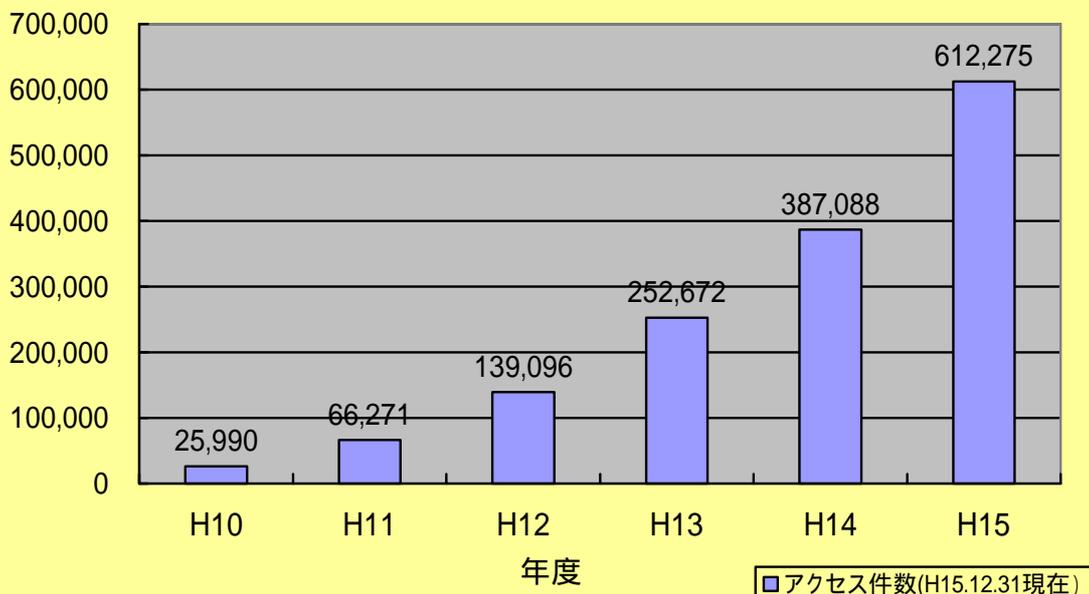
- ・申請・届出様式の県のホームページでの提供を開始（12年度～）
- ・申請・届出等手続きのオンライン化を推進するため、「行政手続及び文書管理の電子化推進アクションプラン」を作成（13年度）（H14.5公表）
- ・厳格な個人認証を必要としない申請・届出等手続き約50件について、電子申請パイロットシステムを開発（14年度）、運用の開始（15年4月～）
- ・個人認証や手数料が必要な手続きも対象とした電子申請システムの開発（15～16年度）

インターネットを活用したオンラインによる情報提供の推進

- ・ 県ホームページを開設（8年度）
- ・ 1課1ホームページの作成（10年度）
- ・ 1業務1ホームページへと情報提供の充実（13年度）
- ・ 部局別ホームページにリニューアルし、各部局の情報マネジメントツールとして活用（14年度）
- ・ 「危機管理、安全・安心」、「県民が主役の県政の推進」、「ニーズに応じた迅速な情報提供」をテーマにホームページのリニューアルを実施（15年度）

アクセス件数

県のホームページアクセス数(月平均)



【主な取組成果】

全ての県機関に行政WANを構築し、職員一人一台パソコンを配布して、スケジュール管理と電子掲示板などのグループウェア、意思伝達や文書交換ができる電子メール、行政文書の作成・決裁・保存・公開を一貫して行える総合文書管理システムなど本格的な電子県庁の導入を行った結果、幅広い情報収集の手段や共通データベースによる情報共有によって、事務処理の方法や内容が変わり業務の迅速化や効率化が図られています。

インターネットにおいて、県ホームページや三重県GIS(地理情報システム)、三重県総合文書管理システムなどでの行政情報の積極的な提供を行うとともに、インターネットを利用していつでもどこからでも、申請や届出ができる電子申請システムの開発を行うなど、県民がITの利便性を実感できる基盤が整いつつあります。

(3) ISO9000s 認証取得

効率的で質の高い行政サービスの提供等を図るため、一部の県機関で ISO9000 シリーズを認証取得 【認証取得機関数 合計 10 機関】

(取組機関一覧表)

機関名	対象業務	取組状況
科学技術振興センター保健環境研究部	食品衛生検査業務等	平成12年12月22日:認証登録 平成14年 8月 2日:2000年版移行
科学技術振興センター工業研究部	機器開放に係る業務	平成13年10月16日:認証登録
健康福祉部薬務食品チーム、四日市・松阪食肉衛生検査所	とちく(食肉)検査業務等	平成12年3月23日:認証登録(松阪食肉衛生検査所) 平成12年10月13日:拡大登録 平成14年 3月29日:2000年版移行
消防学校	消防職員教育、消防団員教育	平成14年2月22日:認証登録
県土整備部下水道チーム、北勢・津地方県民局下水道部、財団法人三重県下水道公社(本部)各浄化センター	下水処理業務	平成13年2月26日:認証登録(北勢県民局下水道部、下水道公社北部浄化センター) 平成14年3月18日:拡大登録 平成15年3月24日:2000年版移行
企業庁水道・工業用水道事業経営チーム、電気事業経営チーム、経営品質管理チーム、整備推進チーム、整備・改革プロジェクトチーム、北勢・中勢・南勢・志摩水道事務所、三瀬谷発電管理事務所	水道用水供給事業 工業用水道事業 電気事業	平成13年1月15日:認証登録(中勢水道事務所) 平成14年1月15日:拡大登録 平成15年1月14日:2000年版移行
教育委員会事務局研修分野(総合教育センター)	教職員研修事業 教育課題に関する調査・研究事業	平成13年3月23日:認証登録
財団法人三重県文化振興事業団、県立図書館(総合文化センター)	総務・施設利用サービス室・文化会館・生涯学習センター・男女共同参画センター・図書館に関する業務	平成14年3月29日:認証登録
中央児童相談所(津地方県民局保健福祉部児童相談チーム)	子どもに関する相談援助業務(相談の受付から処遇方針の策定まで)	平成14年9月20日:認証登録

総務局税務政策チーム・四日市県税事務所・津総合県税事務所・桑名県税事務所・鈴鹿県税事務所・松阪県税事務所・伊勢県税事務所・上野県税事務所・紀州県税事務所(紀南グループを含む)	県税に関する以下の業務及び同業務に関する広報企画・活動 ・不動産取得税の課税 ・収納管理 ・徴収	平成15年1月17日:認証登録 平成16年1月30日:拡大登録
---	---	------------------------------------

【主な取組成果】

認証取得機関において、業務の標準化、透明性の確保、職員の意識改革等が図られました。

【実施機関における主な意見】

- ・顧客ニーズを踏まえた事業の構築が出来ました。
- ・ミスを防ぐ統一的な事務処理(業務の標準化)が出来ました。
- ・各種記録の保管により検査結果及び機器の管理等の検証が容易になりました。
- ・教育訓練が効果的に行えるようになりました。
- ・組織内での業務の改善が活発になりました。

(4) ベンチマーキングの実施

業務プロセスの改革・改善に有効な手法であるベンチマーキングの取組を継続

・平成11年度	13テーマ実施	}	合計 246テーマ
・平成12年度	49テーマ実施		
・平成13年度	85テーマ実施		
・平成14年度	61テーマ実施		
・平成15年度	38テーマ実施		

【主な取組成果】

ベスト・プラクティスと呼ばれる「成功の要因」をどんどん学習し、県民の皆さんが満足していただけるサービスを考え、提供できるように自らの仕事の仕組みを改善していく取組が多く実践されてきています。

【具体的事例】

- ・健康福祉部健康対策課(当時)では、「健康でいきいきとした地域づくり」を目指して、生活習慣病予防策におけるベンチマーキングを10年度および11年度に長野県・熊本県で実施しました。それらの成果を健康づくり条例の制定や「ヘルシーピープルみえ21」等に活かしています。

従来からの全国中位でいいとする組織文化や従来の課題解決型であった県庁の組織文化が変わりつつあります。

本庁と地域機関、部局横断といった異なる組織による活動取組や、市町村、NPO、県民の皆様と協働してチームを構成するベンチマーキング活動が全体の半数を占めるまで増加しており、共通の目的に向けた協働による取組が出始めています。

(5) 行政経営品質向上活動の取組

各部局、各職場において、幹部の明確なビジョン・ミッションのもと、優れた事業成果と県民満足を生む仕組みを構築し、併せて、職員の顧客価値についての意識を高め、県民から見てより価値の高い組織運営の実現を図るため、行政経営品質向上活動を展開

- ・全庁的に取り組むための推進体制の基盤を整備（各部局に推進責任者・推進者を設置。推進責任者会議・アセッサー会議の開催。認定アセッサーの養成。）
（13年度～）
- ・階層別の職員研修を開催し、それぞれの階層で必要な知識とスキルを習得（13年度～）
- ・職員へダイレクトに改革の動きや経営品質の考え方を伝えるためのメールマガジン「Will～行革なんでも通信～」を発刊（14年度～）
- ・職員の対話の成果として、職員行動規範「マネジメント・ベーシック20」を作成、全職員に配布（15年度）

経営品質アセスメント（外部評価）の実施

平成11年度 県庁全体、13組織（本庁11部局、2県民局）
平成12年度 6組織（5県民局等）
平成13年度 県庁全体、1組織（科学技術振興センター）
平成14年度 1組織（監査委員事務局）

経営品質アセスメント（部局間相互アセスメント：ピアアセスメント）の実施

平成12年度 13組織（13年1月～2月実施）
平成13年度 18組織（14年1月～2月実施）
平成14年度 19組織（14年10月～11月実施）
平成15年度 13組織（15年9月～10月実施）

【主な取組成果】

県民の皆様から見て価値の高い行政サービスを提供するための推進活動体制が構築されるとともに、それを実施していくための職員の意識付けも浸透してきています。これらの取組は、行政運営を経営と捉えて、継続的な改善・改革活動に取り組み、行政経営の質を高める取組に繋がってきています。

全庁および各部局の経営品質アセスメント(外部評価)の実施により、「強み」と「改善領域」を抽出して継続的改善への足がかりを掴み、その結果を踏まえてトータルマネジメントシステムの検討を行いました。

各部局の経営品質アセスメント(部局間相互アセスメント)の実施により、「強み」と「改善領域」、「ベストプラクティス」を抽出し、各部局が内発的な改善活動を進めることができました。

【取組事例】

- ・ 部局独自の顧客満足度調査
- ・ 接遇改善
- ・ 職員満足度調査の取組など

7. 公正の確保と透明性の向上

住民参加型の行政の推進を図るため、意思形成過程情報等の積極的な情報公開を進めるとともに県民の皆さんが容易に行政参画ができるような環境整備を進めてきました。また、より専門的で県政の課題にも即した行政監査を実施するなど、透明性が高く、客観性が確保された監査の充実を図り、監査、検査方法の改善にも努めてきました。

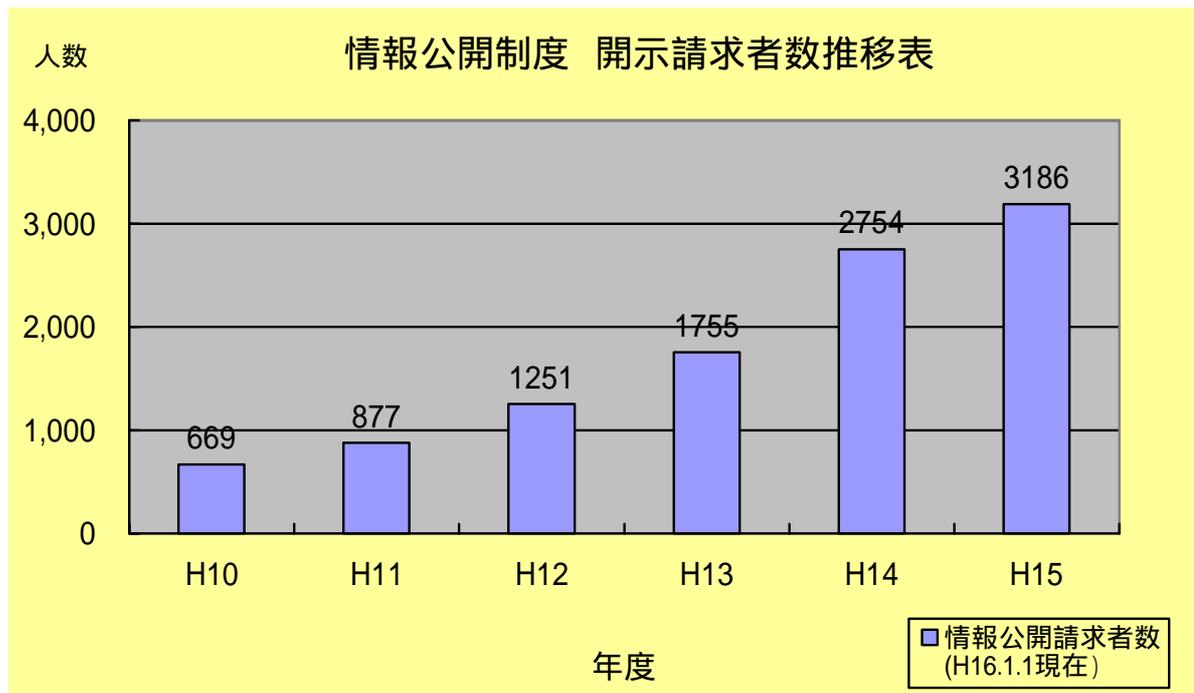
(1) 情報公開の推進

行政情報は原則公開とし、三重県情報公開制度推進委員会において情報公開の一層の推進とその統一的運用の継続検討

- ・ 情報公開懇話会における情報提供のあり方の検討
- ・ 事務事業目的評価表の公開(10年度当初予算～)
- ・ 予算見積書の一部公表(11年度当初予算～)
- ・ 審議会等会議の公開(H11.7～)
- ・ 「情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき、県の保有する情報を積極的に提供(H13.4～)
- ・ 情報提供推進委員会の設置(H13.10)
- ・ 県出資比率25%以上の法人(一部法人を除く)が県と同程度の情報公開を実施(H14.4) 15年2月には、全ての法人が実施

情報公開法制定の動向を踏まえた県条例の見直し等

- ・情報公開懇話会における条例改正及び情報提供のあり方の検討
- ・三重県情報公開条例の改正（H12.4 施行）
- ・三重県情報公開条例の実施機関〔公安委員会及び警察本部長〕の拡大（H13.10） 全国初



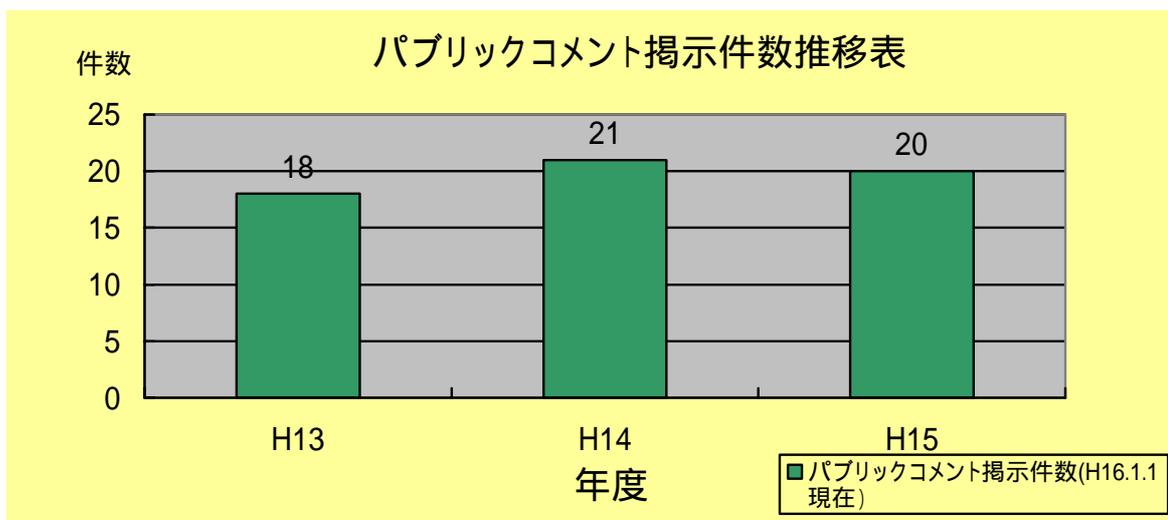
開示請求者の増加 対10年度比 約4.8倍増

個人情報保護制度の検討及び条例の制定

- ・個人情報保護制度検討のため、個人情報保護懇話会を設置（H12.6 設置・H13.3 提言）
- ・個人情報保護条例の制定（H14.3）及び施行（H14.10）
- ・個人情報保護審査会における個人情報保護条例改正の検討（H15.8）
- ・個人情報保護審査会から個人情報保護条例改正に関する意見書の提出（H16.3 予定）

パブリックコメント制度の導入

- ・「情報提供施策の推進に関する要綱」及び「県民の意見を行政に反映させる手続きに関する指針」を制定し、パブリックコメント制度を創設（H13.3）
- ・有識者で構成する情報提供推進委員会を設置（H13.10）し、情報提供のあり方を検討（パブリックコメント制度に関する提言 H15.6）
- ・「県民の意見を行政に反映させるための手続きに関する指針及び運用方針」を改正（H16.4 予定）



合計 揭示件数 59件

【主な取組成果】

情報公開条例の改正後、開示請求者数が増大し、請求内容も公共工事や行政処分等に限らず、営業目的などでの法人の利用や各種試験問題に関するなど、多種多様な内容となっており、情報公開制度の浸透が進みました。

個人情報保護条例で個人情報の取扱いが制度化されたことにより、職員の個人情報保護意識が高まるとともに、行政に対する県民からの信頼、安心感を高めることに寄与してきています。

県が個人情報保護条例を制定したことにより、市町村の条例制定の契機の一つとなっています。(H16.1.1 現在制定市町村数 56)

「情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき、県の保有する情報を積極的に県民に提供し、容易にホームページ等で閲覧できる環境を整備してきています。

県民が県行政に対して意見を提出する際の制度化を図ったことにより、県民の行政への参画の機会が広がっています。

(2) 広報・広聴機能の充実・強化

「三重県広聴広報会議」の設置などによる広聴広報体制の充実強化

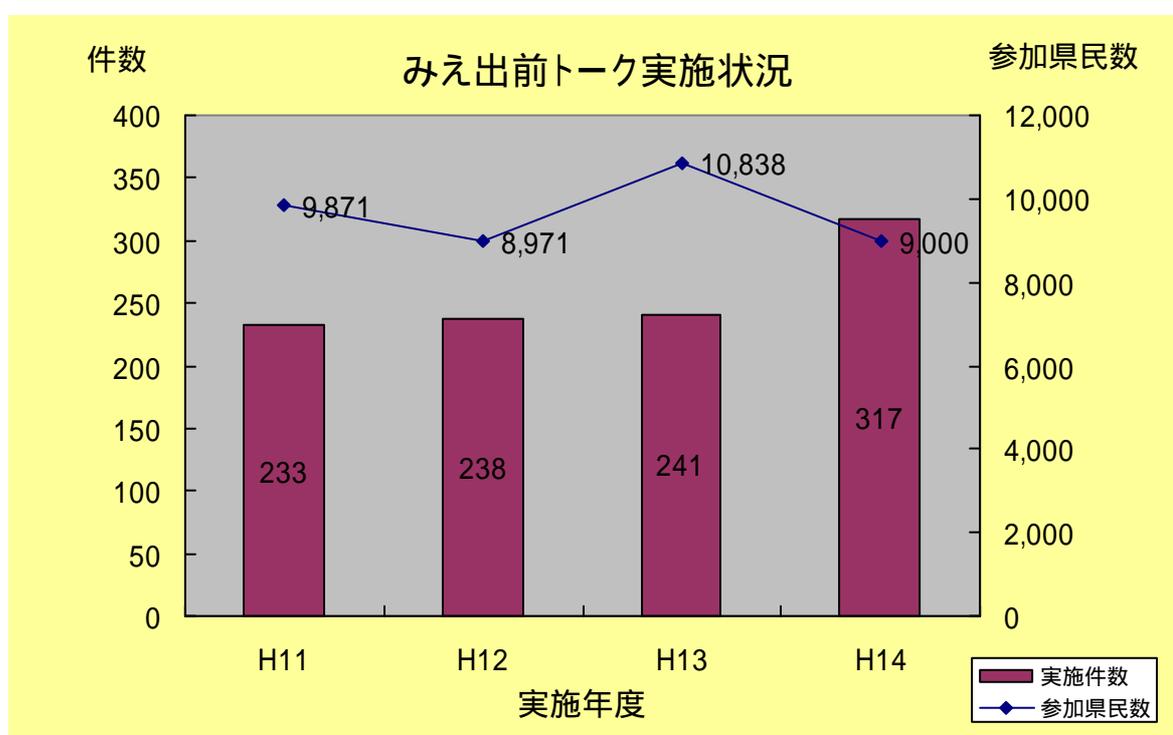
- ・ 広聴広報を経営品質・マネジメントの観点から捉え、県民の意見・要望を踏まえた施策展開が推進されるよう、各マネージャーを「広聴広報責任者」として位置づけるとともに、広聴広報会議を機能的・機動的に行うなど体制の整備を推進（H10.11）
- ・ 三重県広聴広報会議を設置し、年間広報テーマの決定、県民の声の情報の共有化などを推進（H10.12）

- ・各部局等の指導的・中核的役割を担う広聴広報キーパーソンを設置（H11.10）し、全庁的な広聴広報体制を整備（11年度～）

「県民とともに考える県政」を推進するため、積極的な「広聴」の制度化、県民の政策過程への参加の場の確保等、県民との「協働の意思決定」を促進する政策広聴の充実

- ・「県民の声相談室」「県民の声地域相談室（H13に改組）」の設置（H10.4）
《県政に関わる提案・意見件数の推移》
 9年度 116件 12～14年度にかけての年平均 447件に増加

- ・「みえ出前トーク」「県民出前講演」を実施し、広聴の充実強化（11年度～）



合計 実施件数 1,029件 参加県民数 38,680人

- ・職員間の情報共有化を推進するため「県民の声データベースシステム」を稼働（H13.6）させ、さらには、14年12月からは、寄せられた「県民の声」をホームページ上の「県民の声コーナー」で可能な限り公表し情報発信
- ・インターネットを活用した「三重県民e-デモクラシー（e-デモ会議室）」を設置・運営し、生活者を中心にした意見交換や議論の場を提供（H14.4～）

	H14.5.31～H15.3.31	H15.4.1～H16.3.31（見込み）
アクセス数	156,820件（目標値：10万件）	160,000件（目標値：18万件）
登録者数	824人	1,200人
投稿数	3,382件（目標値：1千件）	5,000件（目標値：4千件）

【議論の成果】

県ホームページの利便性向上

参加者の声を受けて、県事業を紹介しているページのホームページ上の階層を少なくすることで、閲覧者の利便性が向上

文部科学省に提言書を送付

校庭の芝生化の問題について、会議室での議論結果を文部科学省に提言

「県営北勢中央公園のあり方検討委員会」への意見反映

会議室のエディターが委員に就任し、会議室での議論が委員会に反映
市民グループの結成、まちづくり活動への展開

会議室のメンバーが中心となって津市に市民グループが結成され、まちづくり活動が展開

「まちづくり基本条例（仮称）制度研究会」の議論に反映

会議室のエディターが委員に就任し、会議室での議論が研究会に反映

- ・「e - デモ会議室」と15年3月から稼働した青少年を対象とした「e - デモ・ジュニア会議室」への積極的な行政情報提供を強化し、施策への反映を図ると共に、GIS（地図情報システム）を活用した県民との情報共有の手法についても研究

県政課題についての県の考え方を伝え、共に行動することを県民に呼びかけ、県民の理解を得る提言型広報の充実

- ・広報紙「県政だよりみえ」の編集方針を政策提言型や説明責任型広報に改め、紙面への県民参画を推進するなど紙面を刷新拡充

《県民参加による紙面づくり（10年度途中～）》

「表紙」や「県民ギャラリー」への写真公募・県民の意見等を紹介する「なんでも掲示板」などのコーナーの新設

〔県民からの投稿数推移表〕

実施年度	11年度	12年度	13年度	14年度
投稿数	180件	403件	516件	404件
県政だより満足度調査満足度	64.0%	82.1%	82.1%	81.7%

- ・「県政だよりみえ」において、文字ポイントを大きくし、写真や図表・グラフ等を活用することで、読んでみようと思わせる紙面づくりを実施
- ・「県政だよりみえ」に関するアンケートを実施し、県民要望の把握
- ・テレビ・ラジオによるコミュニケーション型の番組づくりの推進

職員広報等の充実による職員間のコミュニケーションの場の拡大

- ・県政TODAY、県政の動きなどを職員への広報充実のため庁内LANで常時接続するなど、情報を共有化（9年度～）

【主な取組成果】

より多くの生活者が時間や場所にとらわれることなく意見等を交換できる「e-デモ会議室」の開設や県民の声データベースシステムの稼働などにより、県民と県とのコミュニケーションの場の確保や住民参画型行政の充実を図ることができました。

県民の皆様からの「声」をこれからの施策に反映させていくため、みえ出前トークを“県民の実態調査やニーズ調査”として位置づけ、事業推進のプロセスとして活用するチームも出始めてきました。

三重県広聴広報会議の設置により、広聴広報活動の各部局・各所属における責任体制が明確になるとともに、全庁的な広聴広報活動のレベルアップが図れました。

（３） 監査、検査システム等の見直し

監査方法の改善

外部専門家の配置等による監査の専門性の確保

- ・ 監査委員事務局に財務監査監を新設し、当該職に外部専門家を任用（H9.7～H14.3）
- ・ 自治大学校監査コースに職員派遣（12年度）
- ・ 民間監査法人に職員派遣（13年度）
- ・ 監査委員事務局人材育成方針の策定（14年度）
- ・ 行政監査（評価）等について外部専門家の意見聴取（14年度～）

県政課題に合わせた行政監査の実施、3E（経済性、効率性、有効性）の視点による定期監査の実施

行政監査のテーマ

- 平成10年度・・・各種相談業務
- 平成11年度・・・各種刊行物、高額備品活用状況
- 平成12年度・・・許認可等の事務、地域機関県民室
- 平成13年度・・・地震防災体制

第三者としての政策評価の実施

- ・ 行政監査として「三重のくにつくり宣言」の施策を、3E（経済性、効率性、有効性）、VFM（バリュー・フォア・マネー：金額に見合う価値）、BV（ベスト・バリュー：サービスの質と改善可能性の評価）の視点に立ち事業妥当性、有効性等7つの項目を設けて5段階評価する行政評価を実施（14年度～）

平成14年度・・・13施策を評価

平成15年度・・・27施策を評価

監査結果の公表方法の見直しによる透明性の高い監査の推進、監査結果に基づく改善状況の把握等監査の充実

- ・「県民の皆さんへ」、「住民監査請求のご案内」の公表（12年度）
- ・集合監査、随時監査の実施（11、12年度）、テレビ会議システムを活用した本監査（委員監査）の実施（13年度～）
- ・部局単位での定期監査の実施と部局長、県民局長に対する総括本監査の実施（13年度～）
- ・監査結果に対する各部局の措置状況について、監査委員の評価を付けて公表（14年度～）
- ・監査委員事務局ホームページの設置と監査結果の全部登載（14年度～）
- ・住民監査請求の請求人陳述・部局陳述に相互立会制を導入（14年度～）
- ・監査について県民と意見交換等を行う「監査フォーラム in みえ」（14年度～）、「いきいき・どこでもトーク」（15年度）を開催

【主な取組成果】

外部専門家の配置等により監査技術の向上等、監査の専門性の向上が図られました。

公会計学等の専門家の助言を得て、評価基準、評価手法を策定し、全国に先駆けて、行政監査（政策評価）を実施することができました。

特定テーマに係る行政監査の実施により、部局横断的な課題を明らかにし、施策改善等につなげることができました。

県民が監査結果等のすべてをインターネット等で容易に知ることができるようになり、また、監査結果等を基に県民と直接意見交換する場を設けることにより、監査の説明力が向上しています。

監査結果等を監査委員から部局長に直接伝達することにより、行政運営上の改善に速やかに反映されるようになりました。

出納検査の改善

検査対象項目見直しによる効率化、マニュアル作成による検査手法の統一、内部研修の充実による検査員の資質向上等検査の充実

- ・会計事務の手引きを作成、配付することによる検査員の育成、検査手法の統

- 一化に向けた取組を実施（10年度～）
- ・会計実地検査研修会の開催（10年度～）
- ・毎年度、重点項目を設定した定期実地検査の実施（10年度～）

〔定期実地検査実施推移表〕

実施年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
実施検査数	169	162	175	283	342	362

- ・出納員・会計職員研修会の開催（12年度～）

〔職員研修会の開催状況表〕

実施年度	12年度	13年度	14年度	15年度
開催回数	37回	35回	39回	105回
受講職員数	2,280人	1,650人	1,321人	約1,500人（見込）

- ・会計実地検査の強化（隔年開催から毎年開催）（13年度～）
- ・自己検査制度の導入（13年度～）

【主な取組成果】

会計実地検査で指導した事項を同一年度（再検査）及び翌年度検査で検証することによって処理ミス等の再発防止を図りました。

検査時に所属の要望等を聴取することにより会計規則を改善出来るプロセスができました。

前年度実地検査結果での主要な過ちを重点項目として設定して検査を実施しているため、再発防止が図られています。

出納員・会計職員を対象とした後期研修会において、前年度からの検査結果（不適正処理や指導事項）の具体的事例をまとめた内容を利用して研修を実施しているため、同一事項の誤りが減少しています。

自己検査制度を導入したことにより、各所属の会計事務処理能力向上と会計実地検査の効率性を高めました。

工事検査方法の改善

検査部門の一元化による検査の客観性の確保と検査効率化の実現

- ・検査部門の一元化の実施

10年4月 総務局、環境部、農林水産商工部、県土整備部、企業庁

11年4月 病院事業庁

12年4月 教育委員会

《検査員数の推移》

9年度 33名 15年度 20名（13名の検査員削減）

- ・総務局工事検査担当と事業評価・システム開発チームとの連絡調整会議による検査効率化に向けた対応の協議
- ・検査結果を計画・実施に反映させることも含めた協議会を設置

【主な取組成果】

検査部門の一元化に伴い、検査基準等の統一が図られ、業務の効率化が進みました。

検査マニュアルの作成により均一化され、研修により裏付けされた客観的で高い視点からの検査は、従前より高い次元の指摘・指導を可能にし、また、それを執行機関にフィードバックすることにより公共工事の品質の確保・向上に寄与できています。(工事評定点の平均点の推移 12年度 76.37点、13年度 76.63点、14年度には 77.46点と徐々に向上)

外部監査制度の導入

地方自治法に基づく外部監査制度の導入(11年度～)

- ・三重県外部監査契約に基づく監査に関する条例を制定(H10.12.24公布)
- ・“行政を企業経営の視点からチェックする”という観点から、民間企業での監査経験が豊富な公認会計士を包括外部監査人として選任
- ・監査結果については、議会へ報告するとともに三重県公報で公表
- ・包括外部監査 監査テーマ

《平成11年度 4テーマ》

- ・財政的援助団体の財務事務等について
- ・健康福祉部療育施設の財務に関する事務の執行
- ・旅費、交際費、食料費の事務の執行
- ・教育委員会養護学校の財務に関する事務の執行

《平成12年度 4テーマ》

- ・県土整備部の契約事務とその運営状況について
- ・教育委員会の情報教育事業費及び総合教育センター費の財務事務の執行
- ・三重県が保有する公有財産の管理事務について
- ・印刷物について 指名競争入札、プロポーザル方式、企画コンペ方式、複数社からの見積にかかる契約事務について

《平成13年度 3テーマ》

- ・農林水産商工部金融・経営課における各種融資制度に関する財務事務の執行
- ・財政的援助団体にかかる出納その他事務の執行
- ・電子県庁化による事務の効率化と行政コストの削減について

《平成14年度 3テーマ》

- ・補助金等に関する事務執行状況について
- ・下水道施策に関する財務事務の執行及び三重県下水道公社の出納その他の事務の執行について
- ・三重県水産振興事業団の出納その他の事務の執行について

《平成15年度 2テーマ》

- ・三重県の委託料に関する事務執行状況
- ・公の施設の管理運営について

【主な取組成果】

包括外部監査では、コストパフォーマンスなど民間経営の視点からの指摘をすることで、より具体的な事務改善を促す取組となってきています。

8. 経費の節減合理化等財政の健全化

長期的に低迷している景気の景況を受け、県の財政状況は、これまでにない厳しい状況となってきているなか、予算節約奨励制度の活用や発生主義会計の考え方を導入するなど、経費の節減を図りつつ財政の健全化に努めてきました。

(1) 中長期的な財政見通しの公表

県民や市町村等に対して、中長期財政見通しを公表（H10.3）

「三重のくにづくり宣言」第二次実施計画の中で、14～16年度までの中長期財政見通しを公表（H14.3）

中期財政見通しに基づき効率的な財政運営を確保

(2) 補助金及び委託費の交付等における競争原理の導入

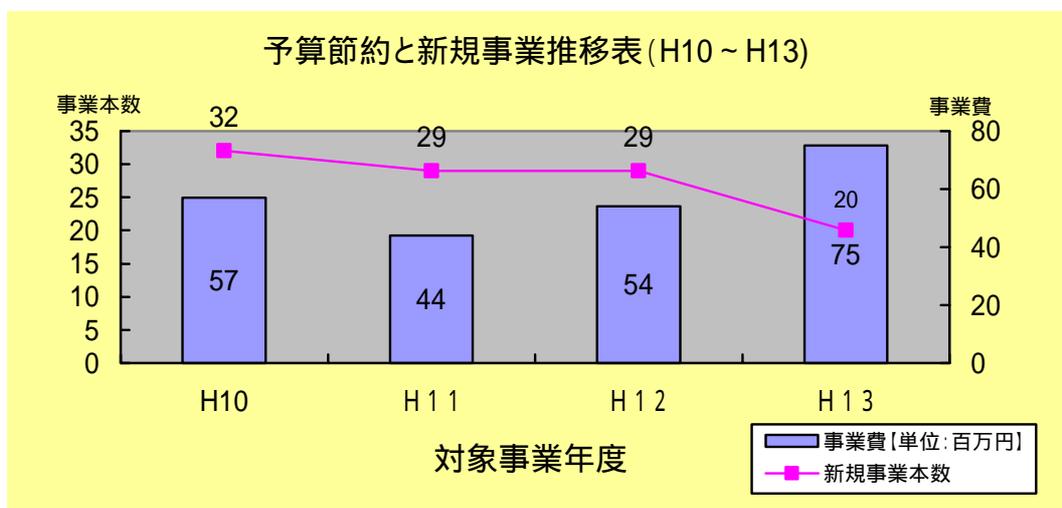
外部の事業者に対する補助金等の交付について、コンペ方式等の採用による競争原理の導入

〔競争原理の導入事業推移表〕

実施年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
実施事業数	6事業	3事業	2事業	1事業	1事業

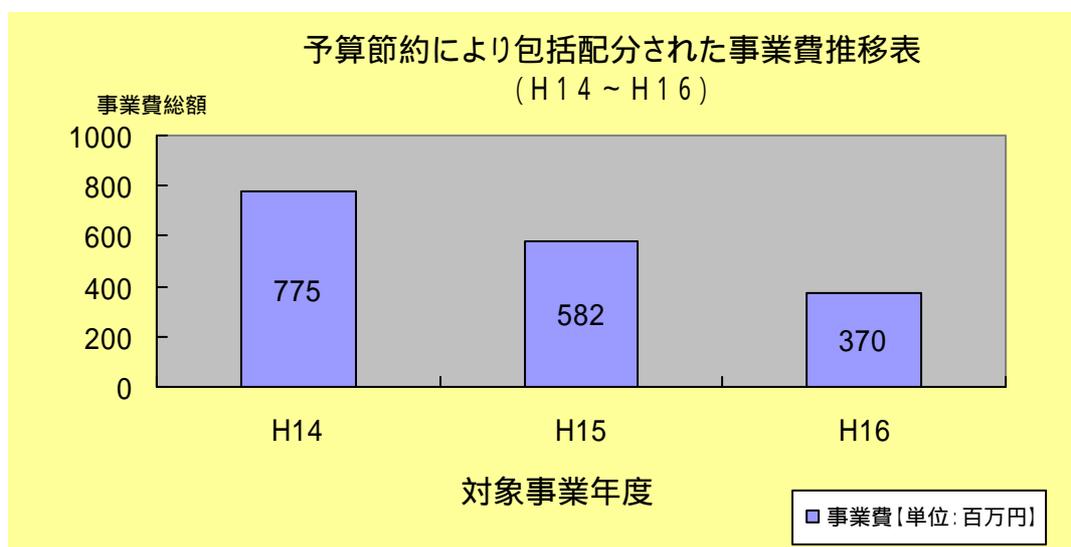
(3) 予算節約の奨励

特定経費に係る節減予算の1/2を財源とする新規事業の主体的創設



合計 節減額 約2億円余 創設された新規事業数110事業

各部局が責任と権限をもって、政策立案 執行 評価を行えるよう、政策的経費の財源を包括的に配分することとなった14年度以降における予算節約の実施



合計 節減額 約17億円余

(4) 発生主義会計の導入

従来の会計方式に併せて、発生主義会計(企業会計)による財務内容を公表(平成4~11年度普通会計の決算ベース)を公表(H13.5)

9県の共同研究として、他県との比較ができるような統一基準の作成のための調査研究の実施(平成11年度~12年度)

県有施設の有効活用の調査・検討の一環として、大規模施設建設の予定収支計算書・予定貸借対照表の作成を義務付け（H12.3「建設抑制期間終了後の県有建築物の整備のあり方」）

【主な取組成果】

単年度ごとの予算といった短期的な視野から、中長期の財政状況を踏まえたうえでの事業計画を構築していくきっかけとなりました。また、中長期的な財政見通しを公表することで、県民との情報共有が図れ、厳しい財政状況の中で、県が推進しようとする施策の理解を深めることができました。

補助金等の交付における競争原理の導入により、透明性の確保と「与えられるのが当然」という意識を改める機会となりました。

従来を使い切り予算の是正策として、計画的な予算執行と節減できるものは節減するシステムの構築などに取り組むことで、職員の意識改革を図ることができました。

単年度の現金の流れだけでは把握できない歳入や歳出の項目の把握、及び所有している社会資本がストックベースでどれだけ残されており、それが県の債務残高とどれだけの量的な関係になっているのかなどを明確としていくことで、職員のコスト意識を高めることができました。

9. 「ハコ物」建設の抑制

検討中の「ハコ物」建設については、緊急止むを得ないものを除き、建設の凍結、建設規模の縮小あるいは建設時期の延伸を図ってきました。

現下の厳しい財政事情を踏まえ、20世紀末までの間「ハコ物」建設を抑制新たに施設の建設を検討するにあたっての指針となる「建設抑制期間終了後の県有建築物の整備のあり方」の策定（H12.3）
新しく県有建築物を建設する場合にどのように造るかの基本的な考え方についての県の姿勢を示す「県有建築物の望ましい姿」を作成、公表（H12.3）

【主な取組成果】

既存施設の有効活用を図るファシリティマネジメントや新たな発注手法PFI手法導入検討のきっかけとなるとともに、実施期間中の財政負担も軽減されることとなりました。

10. 公共工事のコスト縮減

工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト縮減や工事実施段階での合理化・規制緩和等の取組などにより、公共工事のコスト縮減に努めてきました。

三重県公共工事コスト縮減対策推進委員会の設置（H9.7）

公共工事コスト縮減対策に関し、平成 11 年度末に平成 8 年度と比べ 10%以上の縮減を目標とした「公共工事コスト縮減対策に関する第一次行動計画」を策定、推進（H9.11）

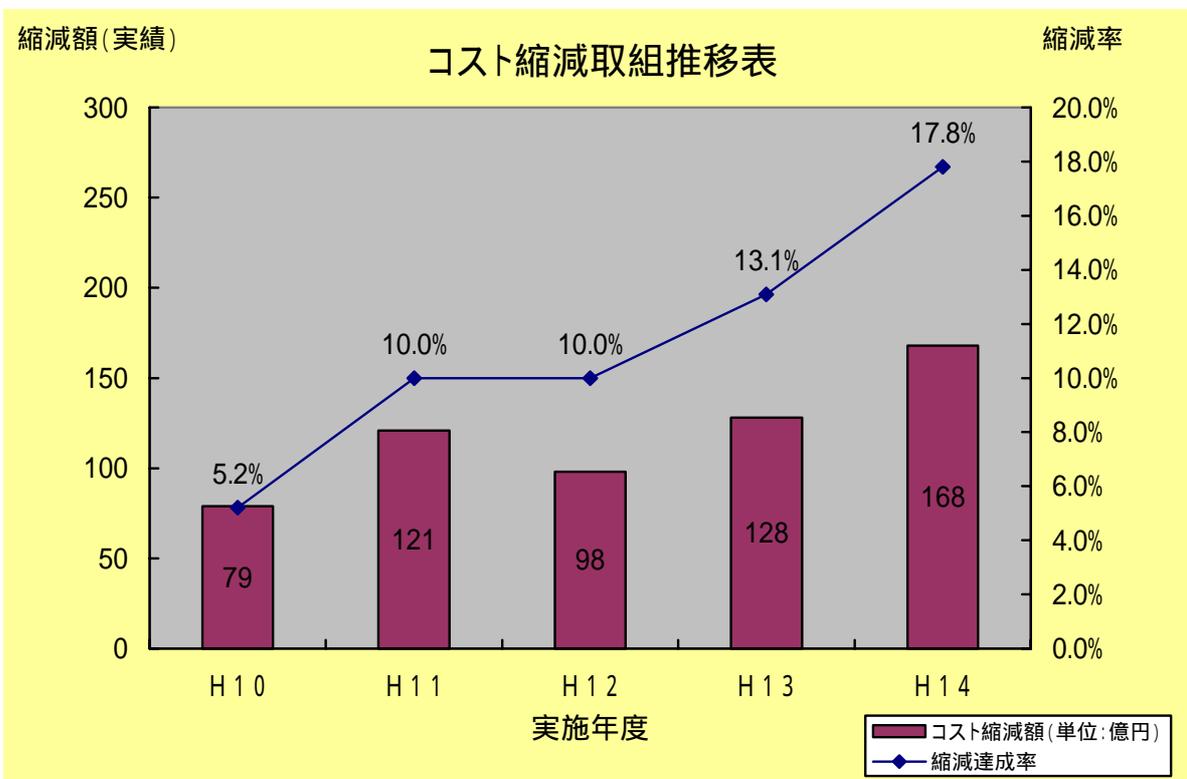
公共事業担当部局職員及び市町村職員を対象とした説明会等の開催によるコスト縮減意識の高揚等（随時）

コスト縮減チェックマニュアルの修正、再配布（H10.4、H11.4）

コスト縮減入力集計システムの開発及び評価手法の検討（H10.11）

従来の公共工事コスト縮減対策に、公共工事が環境や社会に与える様々な負荷の低減対策を加え、平成 15 年度末に平成 8 年度と比べ 15%以上の縮減を目標とした「公共工事コスト縮減対策に関する第二次行動計画」を策定、推進（H13.10）

さらにコスト縮減を図るため、第二次行動計画を含め、平成 15 年度には、平成 14 年度に対して、11.4%縮減する「コスト縮減緊急アクションプラン」を策定、推進（H15.1）



合計 節減額 約594億円余

【主な取組成果】

コスト縮減を進めていく中で、設計、工法のコスト縮減からローカルルール等、全国一律の基準の見直しに着目し始めています。例えば山岳道路を計画する場合、道路構造令の数値をそのまま用いるのではなく、地域の実情にあった計画としています。

1 1 . 地方分権の推進

本格的な地方分権の流れを受け、市町村は基礎的自治体として住民に密着した行政機能を担い、県は広域的、総合的、補完的な機能を果たすなど、県と市町村との役割分担を明確にしなが、住民サービスの向上を図るための様々な取組を行ってきました。

(1) 地方分権推進委員会勧告の尊重

地方分権推進委員会の勧告内容を尊重し、所要の法改正等を行い地方分権の実現を図るよう国に対し働きかけを実施

- ・ 地方分権一括法の施行(H12.4)に伴い、県関係条例・規則等の整備及び市町村への支援の充実

1 2 年度の県条例の整備 制定 1 4 本、改正 3 1 本、廃止 4 本

- ・ 「県・市町村地方分権推進連絡会議」(H7.11 設置)等を通じた市町村との連携による地方分権の推進
- ・ 地方分権セミナーの開催

12 年度 2 回、13 年度 3 回、14 年度 3 回、15 年度 2 回

- ・ 市町村に対し、分権一括法後の新たな視点での改善必要項目の掘り起こしを行うため、国、県の事務事業に関する事務改善調査をし、国に対して改善要望を実施(13 年度)

要望数 1 1 8 項目(県関係 6 2、国関係 5 6)

改善状況(H15.3.31)(県関係 3 4 項目、国関係 7 項目)

【具体的改善例】

《県関係》

- ・ 合併処理浄化槽設置促進補助金の申請に係る整備計画書の重複提出の廃止
- ・ 鳥獣保護区分等の設計計画に関する市町村の役割分担の見直し ほか

《国関係》

- ・ 地域保健・老人保健事業報告書の提出期限の見直し
- ・ 都市下水路関係補助事業申請方法の改善 ほか

【主な取組成果】

県から市町村への権限移譲について定めた「三重県の事務処理の特例に関する条例(H12.4.1)」をはじめ、地方分権を進める上で必要となる手続等について、条例化することにより透明性が確保され、また明確化されています。

連絡会議やセミナー等の開催により、県と市町村のあり方、三位一体改革などに対する認識を深めることができました。

(2) 自主的な財政運営の確保

地方税の充実確保、課税自主権の尊重、地方交付税や地方債制度の見直し等について、調査研究を実施

- ・中部圏知事会議、近畿圏知事会議等他府県とも連携した取組を実施
- ・「三重県地方税財政制度あり方研究会（座長：神野直彦東京大学大学院経済学研究科教授）」を発足（12年度）
- ・「三重県地方税財政制度あり方研究会」を開催（12年度＝7回、13年度＝7回）し、地方財政制度のあり方について研究を重ね、平成14年3月に分権型社会にふさわしい「三重県地方税財政制度あり方研究会報告提言書」を作成し、国への提言も実施。
- ・分権社会に対応する地方税財政はどうあるべきかについて地域からの議論を重ねていくため、「地方税財政制度フォーラム」を開催(H14.3)
- ・「三重県地方税財政制度等検討会議」等により自動車税の車検時徴収制度など税財政制度を研究

【主な取組成果】

産業廃棄物税に係る税制度案について、「三重県地方税財政制度あり方研究会」で検討を加え、県民及び関係者との議論を重ねて、法定外目的税として産業廃棄物税を創設することができました。

(3) 広域行政の推進

広域的な見地に立って企画、調整又は処理することが適切な事務事業についての積極的な広域連合の活用等、広域行政を推進

- ・県内に10の広域連合が設置（10年度 2広域連合、11年度 8広域連合）
- ・広域連合の円滑な運営のための支援を実施

【具体的支援策】

- ・広域行政体制整備事業での財政支援（H14まで）
- ・広域連合への職員の派遣（H12まで）
- ・県民局による総合的な助言

広域的な行政需要への対応として、広域行政の究極的な手法である市町村合併の取組を全面的に支援

【具体的支援策】

- ・研修会等への講師派遣や各種広報媒体を活用した啓発事業の実施
- ・広域行政体制整備事業での財政支援・合併協議会等への職員の派遣
- ・県民局による総合的な助言

【主な取組成果】

ごみ処理や介護保険などの事務において、広域的に取り組む体制が整備されてきました。

市町村合併への取組が進展しました。平成16年1月1日現在、法定合併協議会が7地域(33市町村)、任意合併協議会が5地域(17市町村)、研究会等が1地域(2町村)、計13地域(52市町村)において、合併協議が行われています。なお、平成15年12月1日には、員弁郡の4町が合併し、「いなべ市」が誕生しました。